

特 44

75

私立濱田病院長

山本清藏講議

永田濱太郎筆記

產婆學講義錄

完

明治廿二年八月一日出版

非賣品

059873-000-0

特44-75

產婆學講義錄

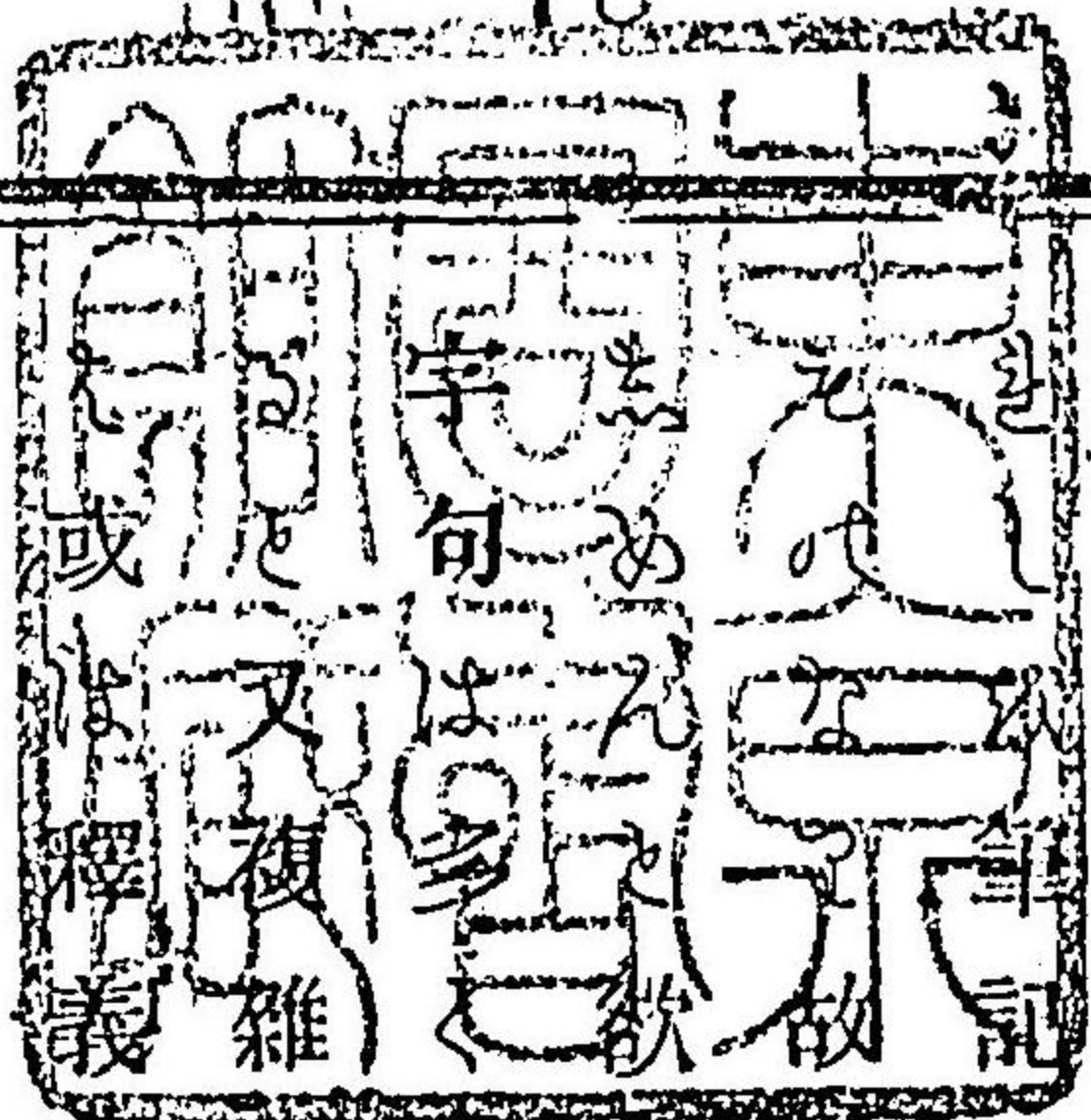
山本 清藏/述

M22

CBI-0123



例言



特44
75
W219086
22

本書を私立濱田病院長山本清藏君が産婆養成所に於て講述せらるるに可成的平易に綴り釋義を密に添へて以て刷出せらるるの意は恆に腦裡に絶えざるも奈何せん醫學的の字句は多し又復雜の義を合むとありて之に一々釋義を附せんとする時は恐らくは牛頭馬尾を畫出し遂に意義の存する所を知るに迷ふべし加旃講場にては解剖的名稱より診斷處置方法等に至るまで醫學的の稱呼を以て教授せらるる生徒諸子も熟得業を卒へし故と前段縷陳せし情由とを以て殊更に釋義を附せし讀者請諒焉

明治廿二年七月

筆記者識

産婆學講義録目次

○第一章 預備論

人体の論 全 一丁

兒休の論 全

骨盤の論 二丁

生殖器の論 三丁

○第二章 正規妊娠論

妊娠の論 全 四丁

卵胞の論 五丁

妊孕卵の發育の論 全

胎兒の附屬物の論 六丁

妊娠子宮の論 全

妊娠持長及算法論 全

妊娠確定論 七丁

産科上検査論 八丁

外部検査法 全

内部検査法 八丁

妊娠時期の診断法 全

妊婦攝生論 全

腹帯の論 十丁

○第三章 正規分娩論

順産の論 全 十一丁

胎兒位置論 十二丁

胎兒の完全成熟せしや否やを檢するの論 十三丁

分娩の臥床及産母位置の論 十四丁

産褥論 全

産母及嬰兒看護法の論 十六丁

臍帯結紮及切離法 十八丁

初生兒疾病論 十九丁

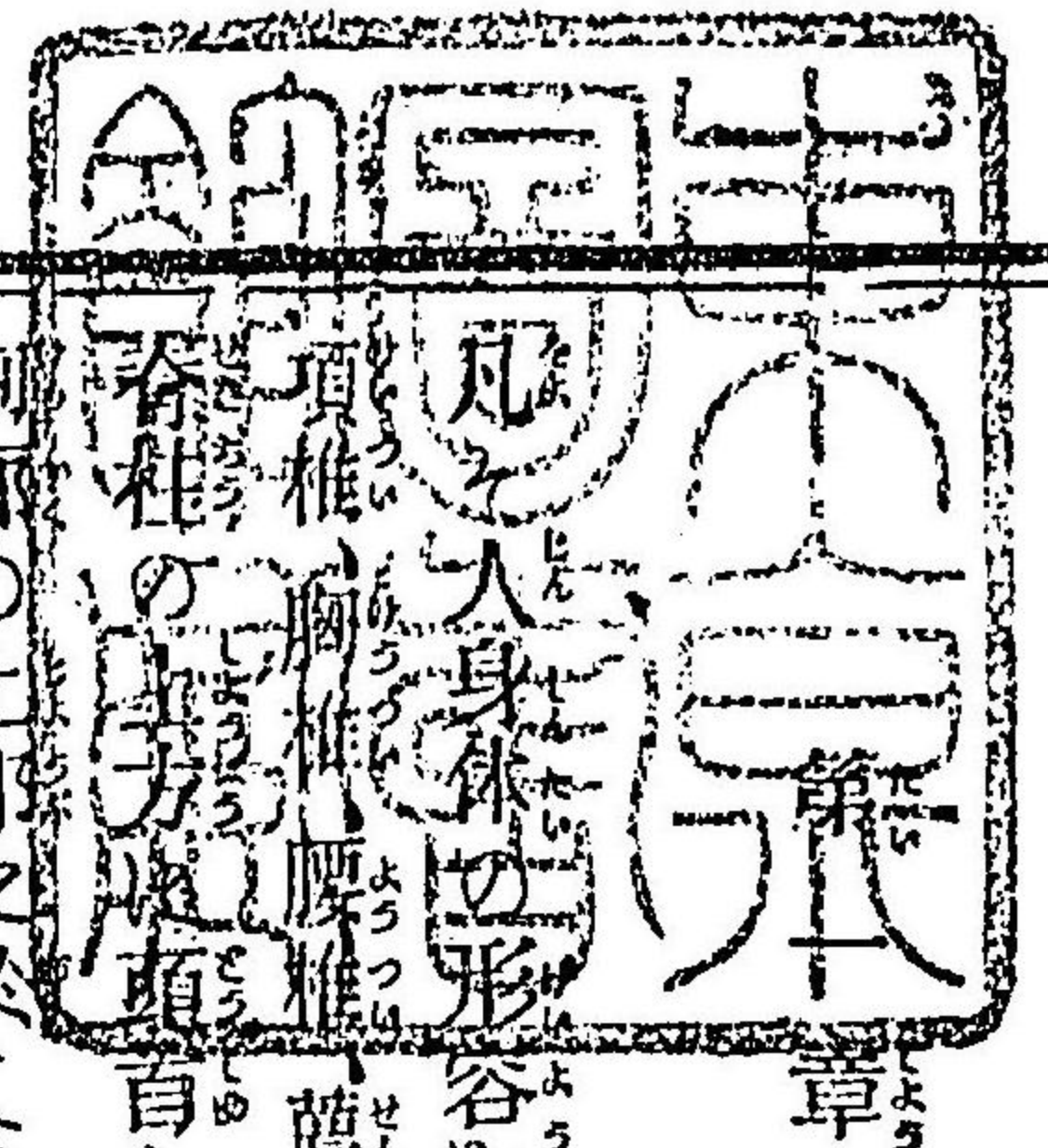
初生兒疾病論 十九丁

○第四章 妊娠經過異常論

妊婦の疾病論 廿一丁

子宮外妊娠論	廿一丁
數胎妊娠論	廿二丁
妊娠中胎兒死亡の論	全
妊娠死亡論	廿三丁
○第五章 分娩經過中の異常論	廿三丁
胎兒異常位置論	廿四丁
數兒出産の論	廿五丁
胎兒の異常大及異狀形論	全
産道に關する分娩障害論	廿六丁
胎兒に關する分娩障害論	全
陣痛異常論	全
骨盤軟部損傷論	廿七丁
分娩前後出血論	全
出血の論	廿八丁
羊膜液變常論	全
卵膜異常論	廿九丁

臍帶異常論	廿九丁
胎兒の眞死及假死の判別論	卅一丁
初生兒假死救急法	全
媾隨排出障害論	卅二丁
産婆職務論	全
不幸症候發し醫士の來らざる前に産婆の所置すべき論	卅三丁
産婆の法庭等の論	全
附録	
止むを得ざる時産婆行ふべし手術論	卅三丁



産婆學講義錄

人体の論

預備論

醫師 山本清藏講義

永田濱太郎筆記



凡そ人体の形状をなす者は特に骨格に在り而して此骨格の主要なる者は脊柱是なり此脊柱は頂椎、胸椎、腰椎、薦骨、尾椎骨、よりなる者なり

胸廓の上部に於ては前に鎖骨後に肩胛骨ありて上肢と繋げる帶となり之より上肢骨を懸垂す脊柱の一部なる薦骨の兩側に於て腕骨接着し此腕骨に白關節ありて其部に下肢骨と接着せり以上の全骨格は筋肉皮膚等を以て被包し中々内臓を藏む

(第一) 頭蓋は頭蓋と顔面の二部より成特に頭蓋腔には腦髓を含有す

(第二) 軀幹は頸、胸、腹及骨盤の四部より成り内臓を貯納せり

(第三) 四肢は上肢及下肢より成る則ち左右の手足是なり

兒体の論

凡そ兒体は大人と異なるは即ち小兒は身体は短小なる他主として軟弱且つ嬌嫩なる者なり骨も

亦柔軟にして延長すべき性質を有し大人に在て一枝の骨なるも小兒に在ては數個に相運動すべき骨たり又其骨は互に移動すべき性質を存するを以て大人に在て脱臼すべき的の運動も小兒に於ては無害なり故に此無害なる性質を有するは實に分娩時に於て最も緊要なる者なるを忘るべからざ

(第一)成熟する胎兒の最大にして且ツ硬固なる部分は頭蓋なり故に分娩に臨みて兒頭形及

び大小を採知するは極めて緊要の件なり
胎兒の頭蓋は一片の骨より成りて互ひに運動すべき骨の接合する者なり此接合は皮膚の媒介にて結合するものにして其結合線と縫合と云ひ其縫合數個相集合する處を顛門又百會

といふ(俗に「そらもん」又「ひよ」或は「ねどり」と云ふ)

顛門には大顛門小顛門あり大顛門は其形殆ど方形にして頭蓋の前方上方にあり小顛門は其形三角形にして頭蓋の後下方に在り其他側小顛門なるものあり之を頭蓋の兩側部にあるものにして此等の顛門は分娩の時内診するに當り此顛門の所在より由て胎兒の位置を知るに必要欠くべからざるものたるを忘るべからざ

(第二)産科上に於ては胎兒の頭蓋の大きさを知るは分娩時最も緊要の者にして總て成熟せし胎兒の頭蓋の前後徑(則ち前後頭徑)は三寸二歩乃至三寸六歩にして横徑は二寸四歩乃至二寸八歩なり而して周圍は一尺四歩乃至壹尺一寸なり

(第三)産婆たるものは分娩せし嬰兒の充分成熟せしや否やを知るは最も必要の件にして先づ胎兒の身体の全長は壹尺四寸乃至壹尺六寸兩肩胛の横徑は三寸三歩乃至三寸六歩骨盤の横徑は二寸八歩と通例とす

骨盤の論

骨盤は産科に於ては最も必要なる者にして殊に産婆たる者の記憶せざるべからざるは論を俟たざ故に反復して茲に説ふむとす

人の骨盤ハ直立の位置に於ては殆んど身体の中央即ち腰部に在りて其造構の基礎は硬骨を以て壁を構造せる一種の輪狀の者にして其形状殆ど漏斗又は盂鉢に類するを以て一名「骨」と云ふ而して其外部は筋肉及皮膚に由て被覆せらる

骨盤の前面を耻骨と名け爰に陰阜あり陰毛之を生長其直下に於ては陰部即ち男子に在りて陰莖あり其後下部に陰囊ありて其内に睪丸を納む婦人に在りては陰門あり骨盤の後下部に肛門あり肛門と陰門との中間に會陰部あり肛門の後下部に尾骨あり之れ皮上より能く知り得べし而して骨盤後面の中央に薦骨部と名け此近傍に臀部あり是れ殊に筋肉に富める部なり

骨盤の圍擁する所の腔洞を骨盤腔と名く是れ男子に在ては腸の一部分及膀胱等が存すれども婦人に在りては其他卵巢喇尿管及子宮等を納むる者なり

婦人骨盤は男子に比れば骨質輕薄にして長け短く闊大なり加旃ならざ諸骨の縫合は男子の如

固密ならざして稍緩裕なり之れ婦人の骨盤は軀幹を擔ふの外分娩時に於て緊要なるものにして胎兒が通過し産出する部なればかり

(第一) 骨盤は主として薦骨尾椎骨及左右二枚の臑骨より成り后壁は薦骨及尾椎骨前壁及側壁は臑骨より構造せらる

(第二) 臑骨(或ハ無名骨)は元來三個の骨より組立たる者にして即ち臑骨、座骨及耻骨之れなり

甲) 臑骨は跨關節白の上方に位し其上方の遊離しる骨縁は臑骨櫛と名け其臑骨櫛の前方は皮上より著しく觸知すべき臑骨前上棘又后方は臑骨后上棘に移るものなり

乙) 坐骨は臑骨と耻骨に聯りて骨盤兩側の下方に在り人の坐する時に全身を支柱するの部なり

丙) 耻骨は臑骨坐骨に聯り骨盤の前下部を形するものなり而して此骨に地平枝と下行枝とありて俗にいふ所の陰門の横骨なるものは其地平枝なり

(第三) 骨盤の外圍は軟部に掩われて外形を現さざるが如く其内部も亦軟部より被包さるゝものなり然れども此軟部は他物の力に由りて壓迫さるゝことあれば容易に其占地を僅少すべき性質を有せり故に骨盤腔を軟部に關係なくして専ら骨壁より定むべきものと而して骨盤腔の上方は腹腔と連り下方即ち底部は只少なる尾椎骨を有するのみにして總て軟部に由り閉鎖せらる而して肛門及陰門は此軟部を穿ちて開口する者なり

(第四) 薦骨脚より跨りに走り猶進んで耻骨縫際に來る所の隆起線あり其形鈍圓に彎曲せり之を

弓状線と名けて大小骨盤の境界なり此線より上部を大骨盤と云ひ下部を小骨盤と云ふ

(第五) 大骨盤を兩腸骨櫛の最も離開せる点に於て度るときを其横徑八寸強兩腸骨前上棘の直徑を六寸四歩乃至七寸強なり

(第六) 小骨盤腔は種々の部分に於て測量するものにして即ち小骨盤の上口(又ハ)小骨盤の中央小骨盤峽(最狹隘の部)小骨盤下口(又ハ)なり

甲) 骨盤上口は薦骨脚の中央より耻骨縫際の上縁より亘る点に於て度るを前後徑と云ひ其長さ三寸二歩乃至三寸六歩なり兩側の最も離開したる点に於て度るを横徑と云ふ其長さ四寸強なり

乙) 小骨盤中央の前後徑は薦骨第三椎の上縁より耻骨縫際の中部に亘る點に於て度るものにて其長さ三寸六歩より四寸強なり

丙) 小骨盤峽は薦骨尾椎骨の結合点より耻骨縫際の下縁に亘る點に於て度るものにして二寸八歩なり

丁) 小骨盤下口は尾椎骨尖端より耻骨縫際の下縁に亘る點にして其前後徑僅二寸八歩なり

雖も分娩の時に於て尾椎骨は後方に開くが故に三寸六歩の大きさに至る者なり

生殖器の論

婦人の生殖器は主として新しき人身即ち子孫を造製する部にして内外の二部に分つ其骨盤腔内

よあるものを内部生殖器と云ひ其他の部分と外部生殖器と云ふ而して婦人の乳脈は生殖器の中に算入するものなり

(甲) 外部生殖器は乳房及外陰部なり

(第一) 乳かは半球形となりて胸廓の前側面第三より第七肋間に至るの間に突隆し其尖端即ち小なる乾梅の如きものを乳頭(又乳管の開口)と云ふ此處に十五乃至二十の乳管あり是れ即ち乳腺より乳汁を排泄する所たり而して此乳頭を周囲を赤褐色の皮膚あり之れを乳暈と云ふ又此乳房の内部は乳脈にして乳汁を製造する器なり

(第二) 婦人外陰部を次に列記する處の陰阜、大小陰唇、挺孔及陰前庭等を總稱するものなり

(一) 陰阜 此耻骨縫隙の部に皮膚の隆起して陰毛を生ずる所なり

(二) 大陰唇(又外陰唇) 此陰阜より後結合に達し左右より陰門を蔽ひ外面は其色褐色にして毛を生じ内面は紅色にして滋潤し皮膚腺を有す

(三) 小陰唇(又内陰唇) 此大陰唇の内面にあり

(四) 挺孔(又陰核或は婦人陰莖) 此兩小陰唇の上端の間隙陰門鱗裂の最上部に挺出するものなり

(五) 陰前庭 此小陰唇に圍擁せられて上方に尖端を向けたる三角形の凹地なり此前庭の腔入口は接する近部に於て尿道口あり其直下は陰入口なり此陰入口の直後に少しく陥凹せる部あり此部を船様窩と云ひ其後端會陰に移る所に後結合(又后連合)ありて直に會陰に移るなり

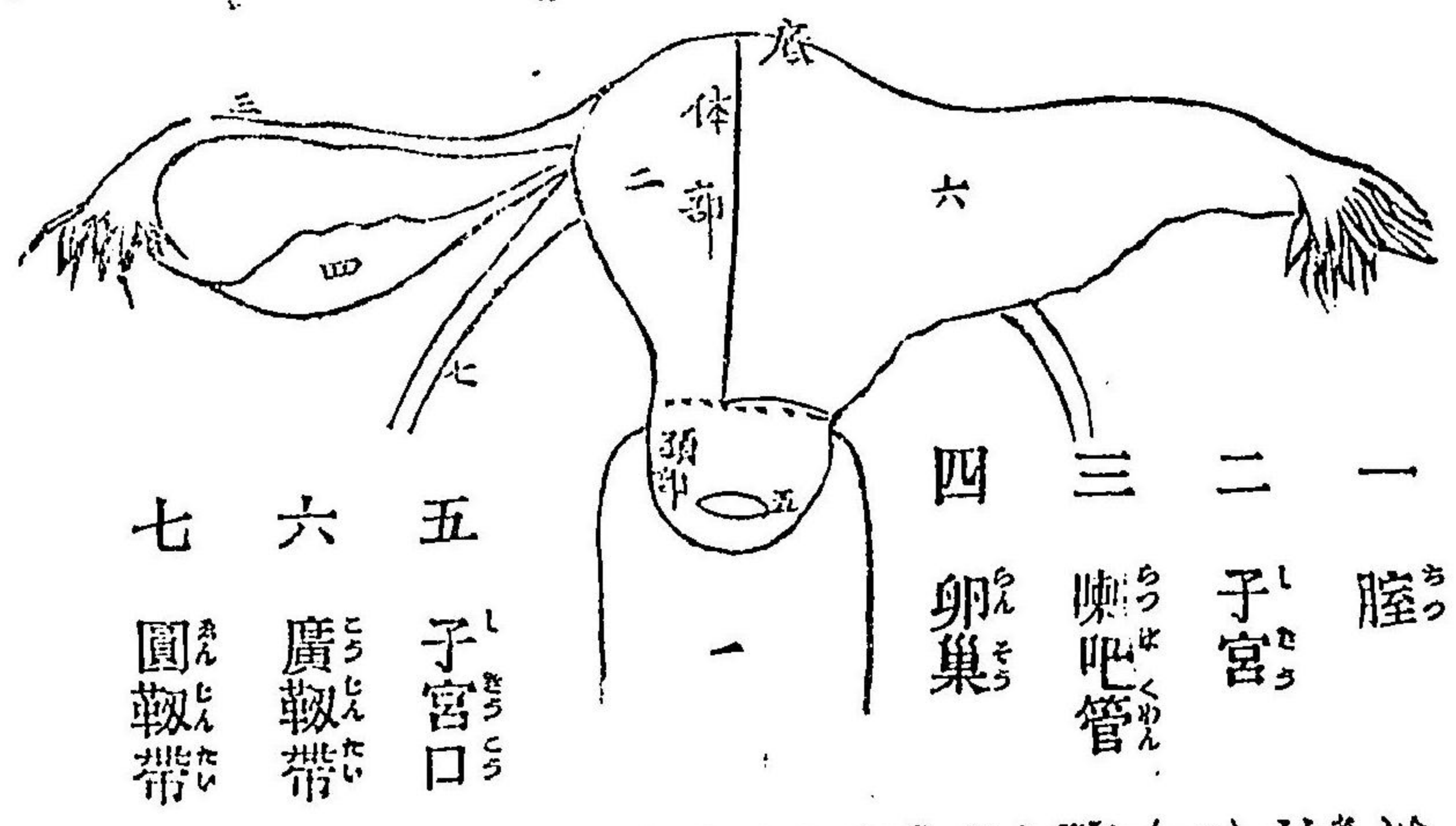
(乙) 内部生殖器は子宮、喇吧管、及卵巢なり

(一) 腔は深さ三寸五歩横徑一寸を有する管にして其入口は外陰部即ち小陰唇の内面に始り其底は子宮腔部を圍擁して腔穹窿を形成して終る而して分娩時に於ては甚しく廣潤となる者なり

(二) 子宮は其形梨子状にして前方より後方に壓平せられたる中腔の器官なり其上部の最も廣く且つ厚き部を子宮底と云ひ此部の兩側に兩喇吧管の附着して開口する部あり是れを子宮喇吧管口と云ふ而して内部は子宮口より底に達して一管となす之を子宮腔といふ此子宮は部分に由り種々の名稱あり其中央部を体と名け細き圓柱形の下部を頸と云ふ此頸の下端に開口する處を子宮外口と云ひ頸と体との際部を子宮内口と云ふ而して子宮外口より子宮底に達する全徑は二寸四歩にして最大廣徑は一寸四歩最大の厚き部を七歩を有す

(三) 喇吧管は長徑三四寸計の膜狀管にして左右二箇あり其内端は子宮側縁の上部に於て子宮實質中に竝入し細小なる一口に由て子宮腔と交通す之れを喇吧管子宮口といふ其外に即ち腹

子宮及其附屬物の關係を示す圖



腔口は剪線に終り卵巢より卵子を把握して子宮内に輸送するの機能を有す
四卵巢は二個の扁平卵圆形の器管にして横位にあり其内端は卵巢鞅帯に由り子宮底の側縁に
連り其外端は喇叭管と接合す而して此卵巢は即ち名の如く卵を盛るの器具なり

第二章 正規妊娠論

妊娠の論

夫れ妊娠とは婦人に存在する卵の男子より來る精蟲に會し既に受胎したる後母胎中にありて成
熟する迄の間即ち分娩に至る経過間を名けて妊娠といふ者なり而して尋常は子宮腔内を以て其
發育の場所とす之を子宮妊娠と云ふ然れども異常の者に於ては亦子宮外の或る部分に於て發育
する事あり之を子宮外妊娠と云ふて破格のものなり又妊娠は單一なるあり或は復雜なるあり其
妊娠の數によりて之を孖胎、三胎、四胎、或は五胎妊娠と云ふ

(第一) 受胎は交接に際して男子の精液子宮内に於て卵巢より脱離し來る成熟卵に會合する時は
精液中の精蟲能く卵胞中に竄入し之れによりて受胎す而して其卵を名けて受胎卵といふ

(第二) 妊娠の経過は受胎后大抵二百八十日にして即ち四十週なり

(第三) 數胎妊娠となすや或は唯一回の交接に因る者あり或は數回交接に因る者ありて其理は
數個の卵の妊娠すると或は一個の卵にして數核を有するもの、妊娠するによりてなり

(第四) 妊娠経過間は二百八十日なりと雖ども之を大別して十期に分つべし是れ妊娠上發現の順

次を區別するに最も便利なり故に假令舊僻の如く十ヶ月と稱するとも其一ヶ月は廿八日と當
ることを記憶し常に診斷上に誤認なからん事を能く注意すべきなり

卵胞の論

卵は卵巢中にありて漸々發育し毎月の月經時に當りて其發育せし卵一個宛卵巢より出で喇叭管
を通り子宮内に來り外部へ排出する者なり然れども若し此際交接し男子の精蟲と會合する時は能
く妊娠し易きものなり而して此卵の妊娠する時は内外ともに種々の變化を來す者あり

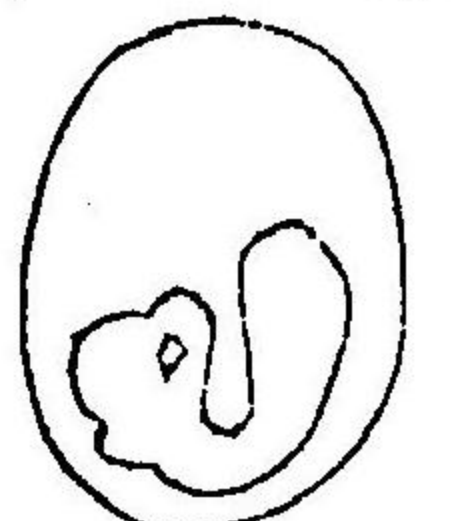
此條に於ては卵の變化は必要なる絨毛膜、脱落膜、羊膜等を論すべきも冗長と亘るを以て畧す

妊孕卵の發育論

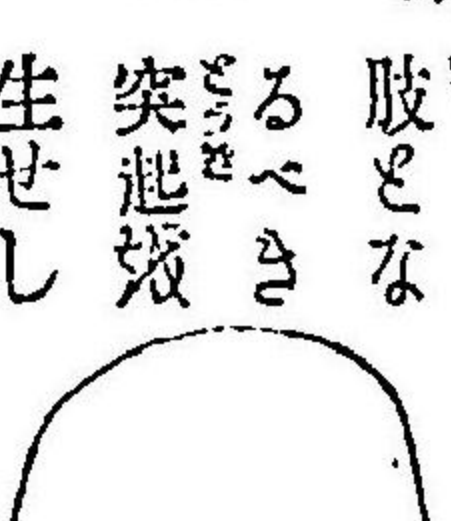
妊孕卵は時期に従て種々の形状を成すものにして第十ヶ月に至りて全く成熟し分娩せらるゝも
のなり

(第一) 妊娠の初期第三週に至れば卵中の解子(胎兒)は彎曲せる物体として認定し得べし此胎兒
よは一の横走せる截痕あり
四肢
後來の頭部と軀幹との區
別々表示す而して第一月の
終りに至りて鳩卵大に達す

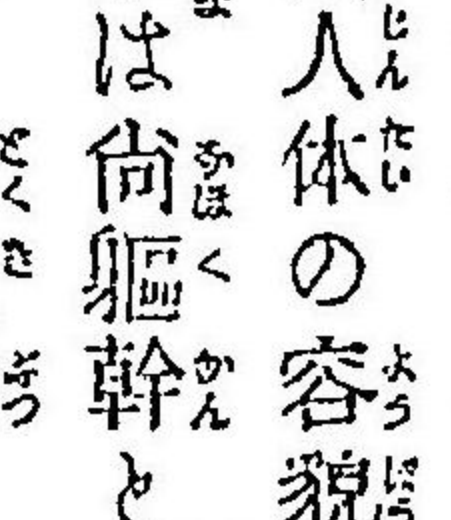
第一圖



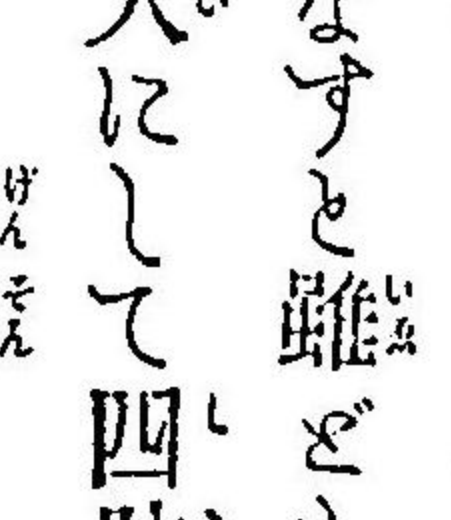
第二圖



第三圖



第四圖



第五圖

(第三) 第三月に至れば頭と軀幹の別判然し上下肢を指及爪をも認定すべく眼鼻口等悉く其形を備れり而して此卵は雁卵の大なり(第三月の胎児の「アルコール」に浸漬せし眞物を示せると以て細論せざ)

(第四) 第四月に至れば胎児は五寸七歩の長さを有す此時期以後を尋常之を胎児と云ふ者なり而して生殖器及顔面の相貌も認知し得るものなり

(第五) 第五月に至れば胎児は九寸の長さとなり頭部及軀幹に柔軟白色の細毛(毳毛「俗云ふ」)を生じざるものなり

(第六) 第六月に至れば胎児を一尺一寸三步の長さとなり百六十目以上の重量を有し全皮膚毳毛を以て被はるものなり

(第七) 第七月に至れば胎児の身長一尺二寸七歩にして重量は二百七十目より三百二十目を占め此月の終末後は胎児の生活機旺盛するものなり

(第八) 第八月至れば胎児身長一尺四寸にして体重は四百目より四百五十目を占め眼瞼修開し寧丸陰囊中に下る此時期よりは分娩するも生長を得るも多し

(第九) 第九月に於ては胎児の身長一尺五寸にして体重は五百三十目より八百目の多きに至り男女共に生殖器は十全發育し頭部に多く毛髪を生じ毳毛は却て將に消失せん

(第十) 第十月に至れば胎児全く成熟するものなり之れ即ち分娩期にして俗間に臨月と稱す

胎兒附屬物の論

既に妊娠するや胎兒を子宮を繋着して營養發育を補佐するものは即ち卵膜卵液(羊膜液)又羊水(盤及臍帶之あり)

(第一) 卵膜は脈絡膜や羊膜よりなるものなり而して此中には胎兒卵液及臍帶等を包む者なり

(第二) 卵液は臭味共に淡薄なる水様液なり而して妊娠初期は透明なまど晚期に至るに従ひ漸々雲様混濁を呈す其量は胎兒の發育するに従ひ増加し後半期に至れば五百目を含蓄す而して此量は各婦人に於て差異あるものなり

(第三) 胎盤は其形状粗ぼ蓮葉に似子宮と臍帶とに連り胎兒に血液を送り營養するものにして其色暗赤なり而して其質は海綿狀にして厚さ七歩より一寸其巾五寸より七寸餘を有し重量を百目内外なり

但胎盤は大小形状及輕重に至りては各婦人によりて多少の差異あり又種々の變形等もあるものなまど之を畧す

(第四) 臍帶は通常三尺三寸許の長さ有するもれなまど各人に於て長短細大等種々あり其甚だ長き者に於て胎兒を纏絡し或は甚だ短くして胎盤と胎兒とを直ちに連繋することあり然る時は胎盤及子宮裏面とも牽引せらるる出血を起し又長きに過るときは纏絡し絞窄する等の恐れあり而して此臍帶の胎盤に連るは中心に於てするあり或は周縁に附着するあり此場合

にありては危険少なからざ

妊娠子宮の論

子宮は元來扁平形の者なれども卵の發育するに従ひ其壁腫脹を子宮腔と共に圓形に變ざるものなり

(第一) 妊娠後第十週(七十日)より第十二週(八十四日)まで子宮は小骨盤内に在るも漸々自質の増加するに従ひ重量が爲め多少しく下降す然れども第十二週後は子宮増大して小骨盤内よ適合形に故に腹腔内よ舉上せられ前腹壁に膨滿形狀を呈するものなり

(第二) 子宮位置の變化は漸々來るものにして第十六週(百十二日)後に至りくは子宮前壁は腹壁に密着し後來此部にありし諸器は后方或は側方より壓せられ前腹壁は著しく廣潤となり第二十週(百六十八日)後は子宮の底面は殆んど臍部に達するものなり

(第三) 妊娠の第三十六週(二百五十二日)若しくは第三十八週(二百六十六日)に至りては子宮底面良や臍上部に達し前腹壁を充張し分娩準備の固有發現を呈するものなり

(第四) 妊娠の末期に至れば腔内よ含有する處の實體を排出し其全形は扁平の卵圓形となるものなり

妊娠の持長及算法論

(第一) 受胎卵は婦人の卵の男子の精蟲と遭ふて發生する者にして多くは月經後一週間以内よ於て最も多し或は若し妊娠する時月經忽ち閉止す時としては妊娠中月經を見る者ありと雖ども極めて稀にして破格を屬す而して妊娠時期を計算するものは月經閉止の日をもつて妊娠の初日とし夫より何日後よ分娩するかの日數を確定するものなり

(第二) 分娩は大抵二百六十四日より二百七十八日乃間にあるを以て妊娠の持長は平均二百七十一日或は三十九週(二百七十三日)となす或は九ヶ月若しくは十ヶ月(廿八日)と一月或は經月といふより八日或は九日を減じたる日數とす然れども平均乃持長數は初産婦に於ては頻産婦より稍長し而して分娩日を豫め算出するものは末終の月經日より七日を加へ三ヶ月を減するにあり仮令ば七月一日は末終月經日なれば明年の同月同日より七日を加へ三ヶ月を減するが故に四月八日となる之れ則ち分娩日なり

然ども妊娠は往々此定日より尙ほ久しく持長を有るあり仮令ば一二の婦人に於ては毎回二百八十日なるもの有り又稀には婦人交接後一種の感覺を殘し受胎性交接たる事を知ることあり

妊娠確定論

(第一) 妊娠初期に於ては全身不和及怠惰を覺へ毎朝稀薄液或は粘稠液を吐し通常慣習に食物を嫌ひ或は否らざることあり

(第二) 月經閉止及乳房の變化にして其他腹部の膨滿なり

(第三) 外部より胎兒の一部を觸知し或は胎兒の運動を感觸し其他聽診に由り胎兒心音を聴取し

内診に由りて種々の状態を知り妊娠たることを確定するを得べきなり

(第四)以上の數法に由り妊娠たる事を確定せば満足なりと雖も再妊の婦人に於ては初回の妊娠時の状況を尋問し克く現在症に比較して尙ほ参考すべきなり

(第五)時としては數胎妊娠ありと雖も多くは孖胎にして三四胎は極めて稀なるが故に爰も孖胎妊娠の確定法を論じ孖胎妊娠の判然たる徴候を屬すべき者は左の如し

甲)子宮底及子宮口に於て同時に同種の胎兒部分を觸知する事
仮令ば二頭或も二個の尾椎骨部等を子宮口部や子宮底部とに於て觸知する如し

乙)妊娠の腹部を聽診して胎兒心音を聽く際既に脈搏なき臍帶を産出する事
丙)搏動の異なる心音或腹部の相距る部に於て同時に聽取する事
其他確定徴候とならざれども幾分か診定の扶助となるべき徴候左の如し

(第一)容貌の常態に變化及全身彼是の部に黒点を生じ眼圍に青色の輪を生じ或は頭痛神思鬱憂心悸亢進齒痛血及下肢に浮腫を來す等のことあり

(第二)月經閉止は大抵妊娠の確徴をなすべきも時としては妊娠中と雖も月經の來る者あるを忘るべからざらん

(第三)孖胎ありては平常の妊娠に比すれば腹部前部は膨脹せざして側壁は膨脹し下肢に浮腫を來す事多し

(第四)産婆するものは反復診察して判別を難きか或は不良の徴候と思慮すべき件あるときは必らず醫師に診断を乞はしめ若し醫師に診断を於て異變あるまことを認定するときは直ちに醫師に委任するは産婆の職務とする處なり

産科上検査論

凡そ産科上検査法は子宮内及其近傍を發する諸變化を妊婦に就て行ふものにして此際に於ては手を以て探ると眼を以て視ると耳を以て聽くとを要す而して此検査法は産婦尊婦共に同一方法を使用するものに於て之を内外検査法に區別す又此内外兩検査法は同時に施す事あり

外部検査法

(第一)隻手或は兩手を以て腹部を按撫し子宮の大小位置變化及運轉等を檢するものなり

(第二)腹壁に耳を接して胎兒の運動或は心音等を聽に在り之れを再論せんや欲すまとも短少の時日を以て盡し難きが故に略す

(第三)乳暈は黒く且つ増大し又脹大となり乳頭突出す之れを壓搾すまば少許の乳様液を洩す

(第四)妊婦の外陰部に於ける諸變化ありと雖も冗長より亘るを以て論せざ

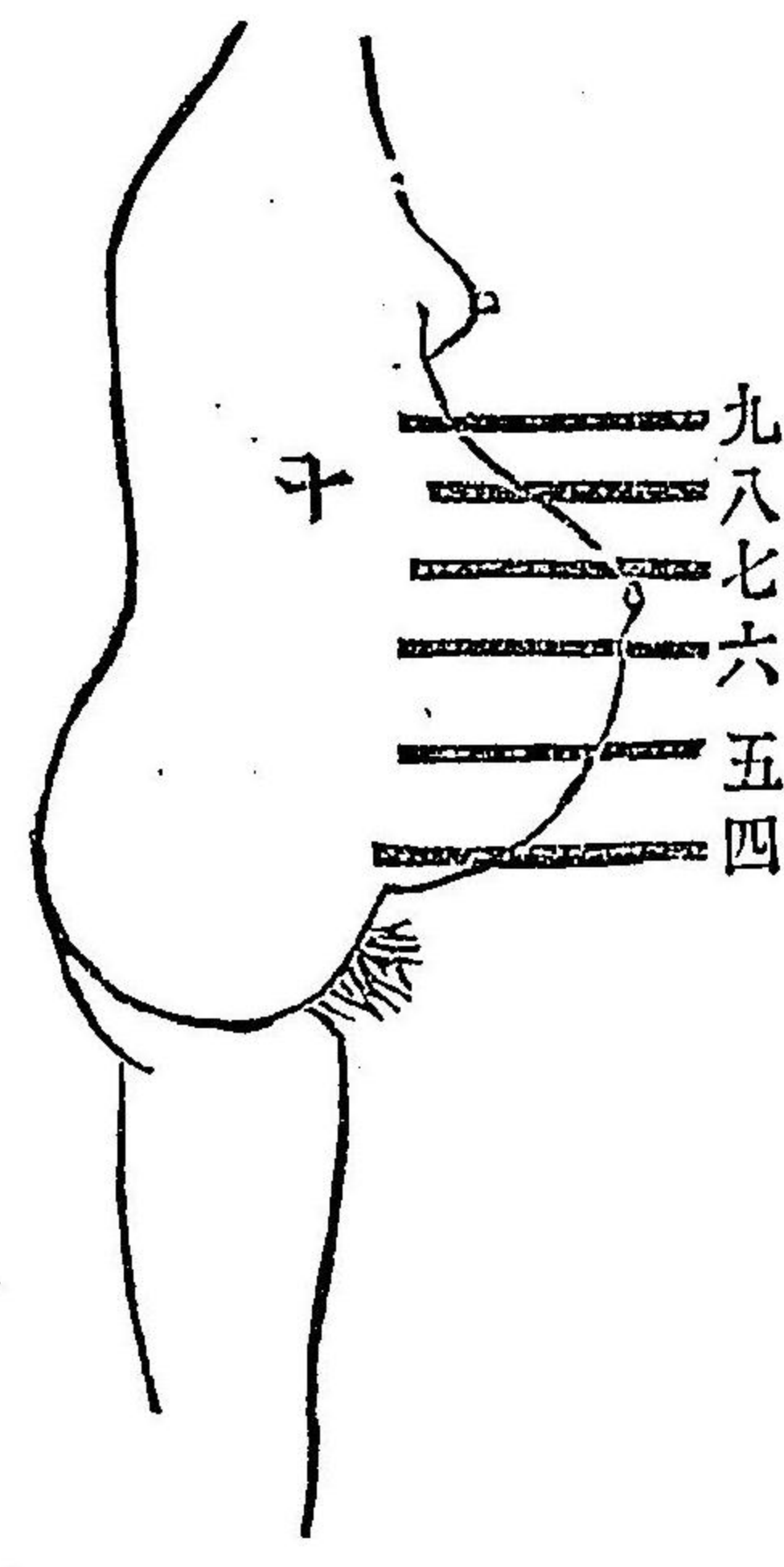
内部検査法

(第一)此検査法は油を塗りたる一指或は二指を腔内に押入して行ふものにして此時に當りては先づ子宮腔部を探り其長さ廣さ形状硬軟を檢し兼て子宮口の開閉の有無を探知すべし

(第三) 内部検査に於ては骨盤の廣狹腔の景況等を知るべし
 (第三) 内部検査に於ては兼て腔淋(俗名淋)の有無等と注意すべし
 此内部検査を行ふに當り先づ石礮を以て十分手を洗淨し必ぞ防腐油を指に塗り行ふことを忘るべからざ

妊娠時期の診断法

妊娠の経過を断定するは實際上甚だ肝要なり然れども茲に唯外診上の大略を説き詳細に涉らざ
 第一月より三月迄は外診の効なし第三月を過ぎて第四月に近づく時は腹壁より觸診して子宮基
 底部及び骨縫際の上部に於て觸れ得べし第五月に至れば臍下より三指横徑の部に於て觸知し第
 六月には臍下に達し第七月には臍上三指横徑の部に達し第八月に臍部を心窩との中央にあり
 第九月に至れば心窩の近傍に達す是を最高位なり
 第十月には子宮は再び下降し其基底部分は八ヶ月と
 同一なる部に在りて腹部の周圍減少せざるものと
 す則ち圖の如し



妊娠樞生論

凡そ妊娠は疾病にあらざして生理的の者なり而して身体全く或熟したる婦人の(日本人は於ては)良

人に從ふの後妊娠分娩し母子共佳良の経過を取るは自然の良能にして平素健全なる婦人に於
 ては固り危険なき者なりと雖ども決して早卒に取扱ふべからざ何となれば人代生命は職業及び
 習慣より諸般の障害に遭遇する者にして殊に妊婦の如きに至りては身体營養の機能平常を異
 り其感觸及反動も亦極めて鋭敏なるを以て其障害は微少なるも之れより來る所の疾病は屢々
 強劇にして且つ數多なるものなり就中常々虛弱にして精神過敏なる婦人より於ては全身の官能屢
 々常調を失ひ已に益ある物は惡み己に害あるものは却て之れを好むの癖を來す又壯健なる婦人
 に於ては屢々産の前後に攝生を怠り輕躁苛苟にして自ら危篤の疾病を招くことあり故に能く攝
 生法を遵守し身体及胎兒の安全を圖るべし

(第一) 月經閉止すること二三ヶ月に至れば身体の不安、神思不快、食慾不振、酸味の食物或は菓
 物を好み閉室に靜居することあり然る時は適宜の運動をなせしめ精神を爽快に至らしむるこ
 とを務むべし而して酸味の食物を多く取る時は榮養を減殺し貧血を來す加之時としては脱胎
 を來すよとあるが故に嚴しく禁むべし

(第二) 妊婦には前途の危険親戚の貧苦等の如き都て神心に感動すべきこと及輕業等の見物火災
 逆流渡等の危きとは之を避けしむべし而して賤婦に在りては從來の業を就かしめ貴女よ
 在ては琴竹を弄し或は詩歌を誦するは最も佳良なる攝生法なるべし又妊娠中は假令其婦過失
 等あるとも其夫或は父母なるものは必ら忘りよ之れを責むべからざ徐々改めしむるを佳

とす

(第三) 妊婦に過度の労働を避くべし殊に流産は第三四ヶ月の間に最も多く来る者なれば流産の癖ある婦人及初妊の婦に於ては殊に此時期の攝生法に克く謹むべし

(第四) 妊娠第五ヶ月に至れば子宮は耻骨縫際と臍と中間に達し妊娠の徴候明瞭なり此時期に於ては瀕帯を施すべし若し頻産婦に於て此嗽帯を怠る時は屢々移動して異常位置を取るとあり須く注意すべし又初妊婦には此時期に醫師を招き骨盤の形状及腹部の診察を乞ひ胎児の全くと成熟して分娩を遂ぐるや否を檢定せしめ爾后良人と同食を禁ぜべし

(第五) 妊娠の経過を折半し五ヶ月迄を前半期といひ五ヶ月以上を後半期といふ而して此後半期は殊に種々の疾病に罹り易き者にして貧血、咳嗽、盗汗等を發し又下肢に浮腫を來し小便少量となる等は悉く危険の前徴なれば此の如き場合には必らずに醫師の治療を乞はしめ梅毒ある婦人は殊に流産を起し易きが故に必らずに治療を怠るべからざ

(第六) 妊娠中白帯下ある時は一日二三回座浴を行ひ又透明水様液或は血液を洩はば大抵流産或は早産の前徴なれば速に安臥せしめ直ちに醫師を招待して治療を乞ふと怠るべからざ

(第七) 妊娠満月に至り陣痛の徴ある時は速に産褥に就かしめ先づ醫師を招て胎児の位置及骨盤の形状を診せしむべし又産婆たる者は産婦の危険を前知するか或は分娩時期十二時間以上を過ぐる時は亦醫士を招くと正規とす

(第八) 妊婦の居室を清潔まじ兼て空氣の流通を善くし衣類は時々交換し二三日毎に沐浴せしめ食物は都て消化し易き物と與ふべし假令ば柔ふき米飯、白粥、牛乳、豆腐脂肪少なき魚肉、牛肉、鶏肉、少許の野菜物等を良とす然れども假令如何なる滋養の食品たりとも過食せざる様最も注意をべし而して常に大小便の通利に注意し若し香料の多量飲酒或は過度の運動及峻下劑を用ふる等は流産を來すの恐れあるが故に妊娠の婦人は嚴禁せべし

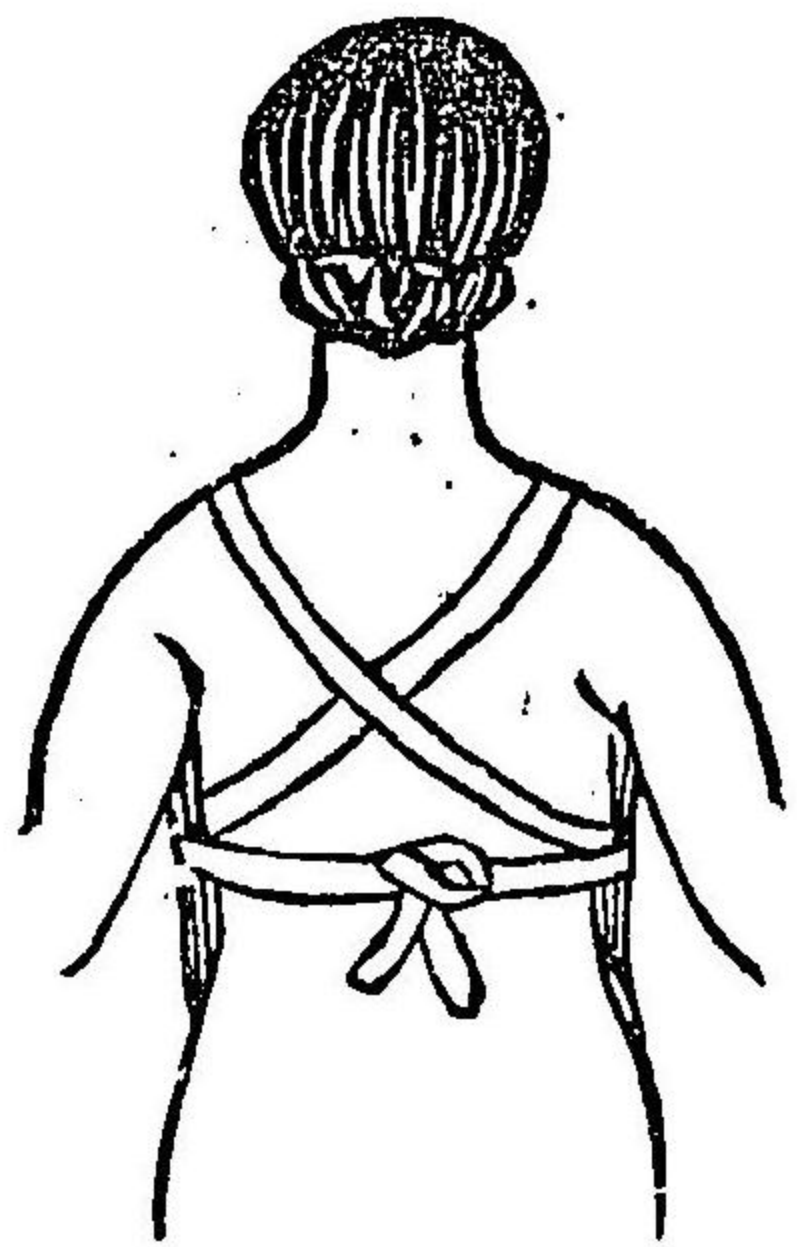
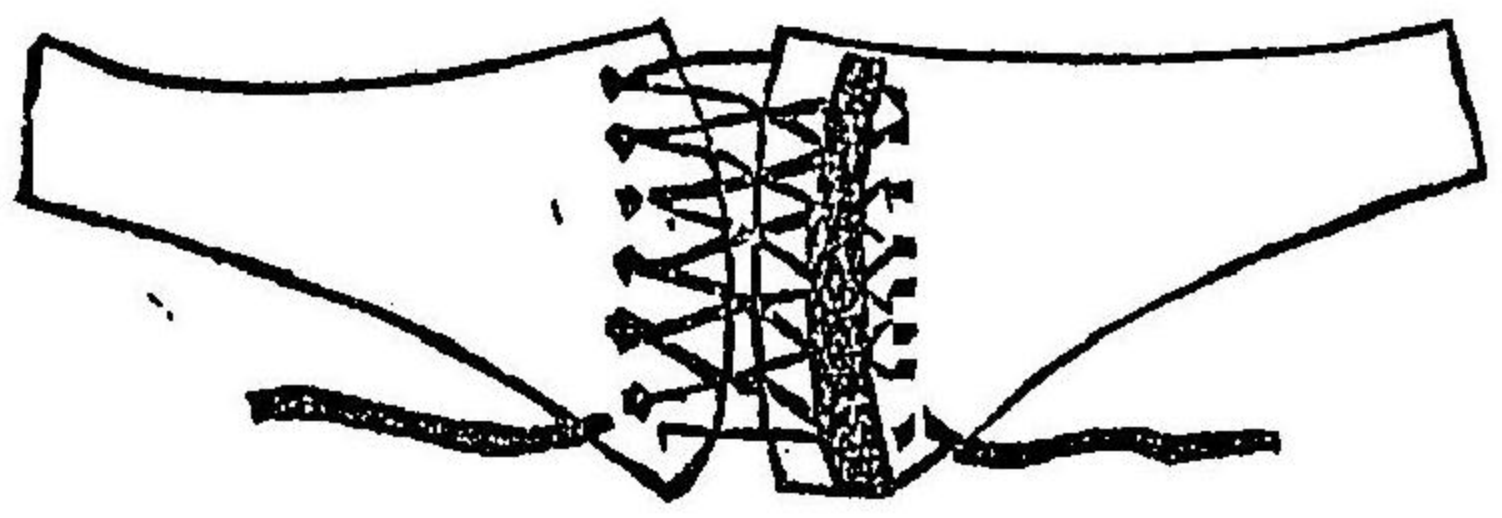
(第九) 妊娠の初期には嘔吐或は嘔氣を起すものなり此際決して全く食を斷つべからざ又妊婦は早天空腹の時に方りて嘔吐及嘔氣を起すもの多きものなれば如此にありては臥床中よて喫飯し暫く臥床に安臥して後ち襦袢出づべし然る時は大抵鎮嘔をべし

(第十) 乳房は温暖に被包し壓迫衝突捫挫する等の原因を避けしめ初妊婦に於ては乳頭の哺乳に適當せざる事屢々あるものなるが故に預め處置をなすべし若し妊娠乃後半期に至ると尚や乳頭小にして發育せざるものや豫め日々二指を以て乳頭を牽出し之より由て乳頭發育完全となることあり又乳腺發育不全なるものには營養を善良ならしめ温糖袋を貼すべし

腹帯の論

腹帯は從來本國に行はれし縫合たる細紐を以て腹部の中央を緊縛し宛も瓢に紐を結びし如き有様なすは實に正規外にして其害多きものなり故に斷然從來の陋習を廢すべし元來妊娠に腹帯を施すは腹壁を強々前下方に提出するを防ぐが爲めに下方より上方を壓揚するが如く支ゆる

よあり故に妊婦第五ヶ月は達するや腹帯を施すべし而して其材料は「フランネル」或如き毛布を最良とす之に續くもの紋羽或は木綿等にして腹部を温被するを目的とし木綿巾の毛布を以て緩ならざ緊ならざ輕々壓揚する如くにして二重許巻くを適度や又或る妊婦に在りては腹壁の殊々著しく前下方に低下するものある如此ものよあるては一種の腹帯を用ひて人工に外部より支持を與へざるべからざ乃ち二重布帛或は鞆革にて二個の斧状の切片を製せ成熟したる子宮に適當すべき形状を與へ其二個の廣端を糸にて結合するよ由て一箇の帯となすなり然れども此地方みては此腹帯の販賣物なきを以て布片を以て製し左圖の如くなすを要す



第三章

順産の論

正規分娩論

順産とは胎兒を分娩する機能を云ふ而して此分娩機能は陣痛(俗に云ふ)より起り陣痛は即ち子宮收縮より發するものなる而して此陣痛は不隨意に發して恆々劇痛を伴ひ必らば間歇を有するものにして分娩初期に陣痛の度數尠なく且つ短くして弱少なれども分娩期の進むに従ひ漸々陣痛の度數數且つ延長強劇となる者なり

分娩の經過を大別して三期とす第一期は子宮口開大第二期は胎兒排出期第三期は胎兒排出期之れなり

(第一)子宮口開大期 此期は於ては子宮收縮著しからざ子宮は深く骨盤内を達し陣痛發歇ありて漸々子宮外口を殆んど二寸許の開大に至るや否や通例卵胞破裂し兒頭の前方に存留し第一羊水を流出す此羊水乃流出は尙ほ早く來るある或は稀に第一羊水甚だ少量にして本人と雖ども知らざる事あり此際に於て漸々陣痛増劇し子宮外口は殆んど三寸許の開大に達るや直ちよ胎兒排出期に轉ざるものなり

(第二)胎兒排出期 此期は於ては先づ陣痛は休止するの時間漸次短小して陣痛休止の後は強劇の陣痛を來すものなり此時に於ては産婦は不隨意の努力を起し自ら手足共に緊張なる支柱を取らざるを得ざるよいたる茲に於て兒頭は子宮口より挺出し骨盤入口部に達し陰門より兒頭

と觸知すべし然る時は會陰部は甚だ薄く緊張を遂に強劇の陣痛に由りて兒頭は陰門外に出づ
此時に當りて第二の羊水流出し速に分娩を遂るものなり

(第三) 臍隨排出期 此期は即ち第三分婉期にして所謂臍隨陣痛を起す此陣痛は子宮收縮より
起るものよき先づ胎兒の分婉を終るや胎盤は子宮壁を離るるものなるが故に大体は大出
血を來さざるものなり然れども時として破格のものなきにあらざ之れ産婆の記憶すべき事な
り而して此臍隨排出は胎兒分婉の後直ち來るものあり或も多少の時間は經る者ありと雖ど
も總て自然娩出するもの多し若し胎兒分婉後一二時間も經るに至り尚ほ臍隨の排出せざるこ
きは手術を要すべし(后章に説く)己に此臍隨の母体陰部を離去する時に之れを分婉の畢とい
ふ産婦は是よりして産褥婦となるものなり

出産は其發起の時期に由り左の如き區別あるものなり

(第一) 流産 此は妊娠第二十八週(百九十六日即ち七ヶ月以内)以内に分娩すると云ふ而して此流産の兒を常に
生活力を存せざるものなり

(第二) 早産 此は妊娠第二十九週(二百三日)より第三十九週(二百七十三日)以内に分娩すると云ふ此
産兒は粗生活力を有すと雖ども尙未だ充分の成熟を遂げざるものなり

(第三) 正産 此は充分に成熟したる胎兒の分娩すると云ふ即ち四十週(二百八十日)後に分娩す
るものなり

(第四) 遲産 此は四十週以上を經過して未だ分娩期に至らざ四十週(三百八日)或は四十六週
(三百廿二日)甚しきは四十八週(三百三十六日)に起るものと云ふなり但其豫め算定せし日に分
娩せざるものは誤算に基くものにして四十八週の長きを經過するは大抵見ざる所なり

(第五) 分娩には輕産重産自然産或は人工産又或は單一産複雑産等の區別あり就中分娩の主要な
る區別は順産及不順産に分つと最良とす

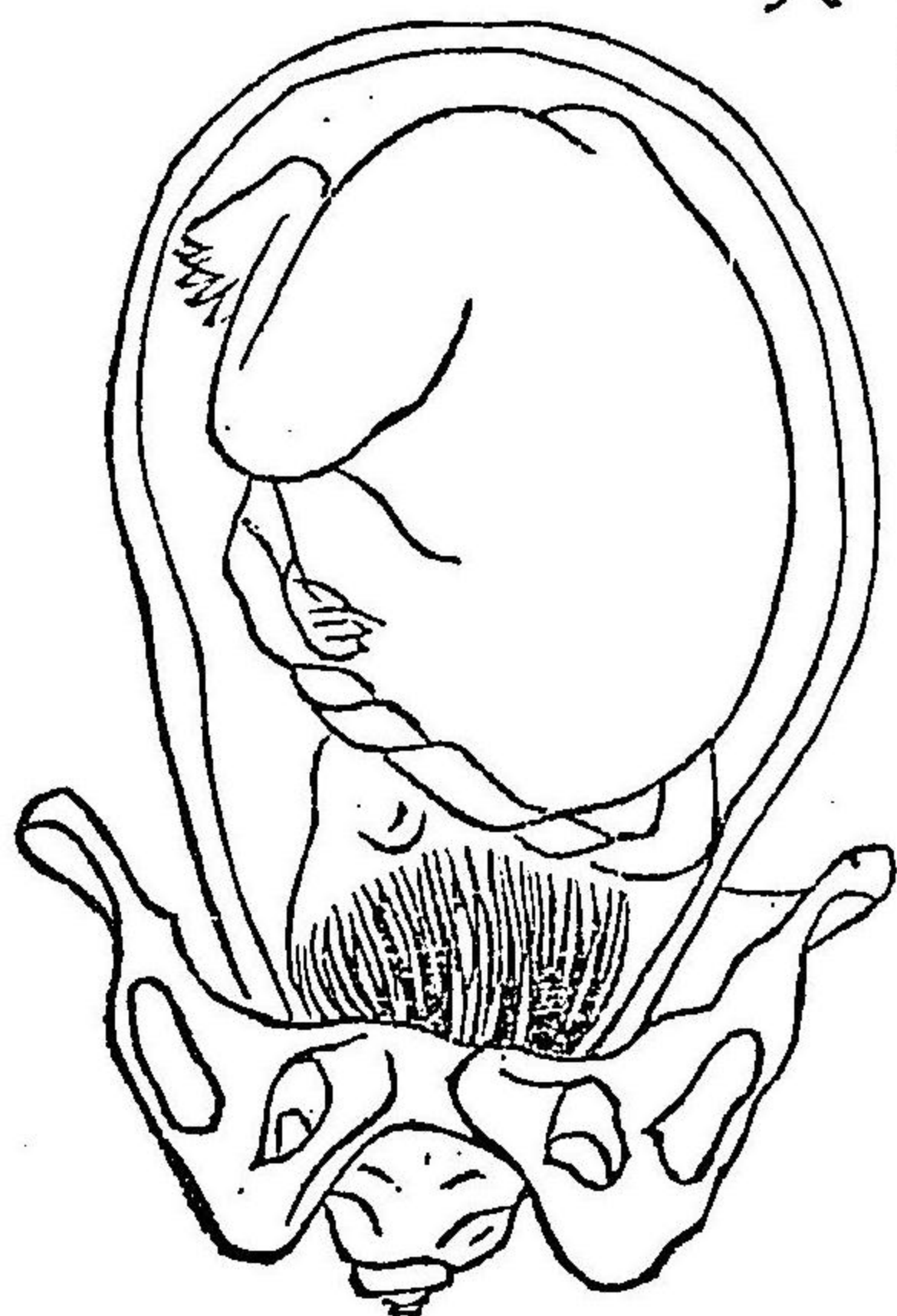
胎兒位置論

凡そ胎兒は卵胞中に在りて羊膜液中に浮遊する者なり而して胎兒と胎盤との間に臍帶ありて繋
着す又胎兒は羊膜液より重きが故に母体位置の變化するに従ひ種々の方向に移動するものなり
と雖ども兒頭は兒体中最も大且重きが故に下方に懸垂するを常とす

胎兒の位置を子宮の方向に従て縦位置横位置及斜位置に區別す而して胎兒は常に子宮内に於て
其中央に位するものにあらずし多くは何れの方向にも偏傾するもの多し胎兒の娩出せらるる
位置は種々ありと雖も妊娠末期に取るべき定位置は頭蓋位置にして成熟胎兒百人中殆んど九十
六人此頭蓋位置なり而して此中三分二(即ち六十四人)は殆んど背を母体乃左前方に向く之を第
一頭蓋位置と云ひ其餘三分の一(即ち三十二人)は背を母体の右前方に向く之を第二頭蓋位置と
いふ而して縦位置中主なるものを頭位置、顔面位置、尾狀位置、足位置にして其他横位置斜位置
は變位置に属するものなり

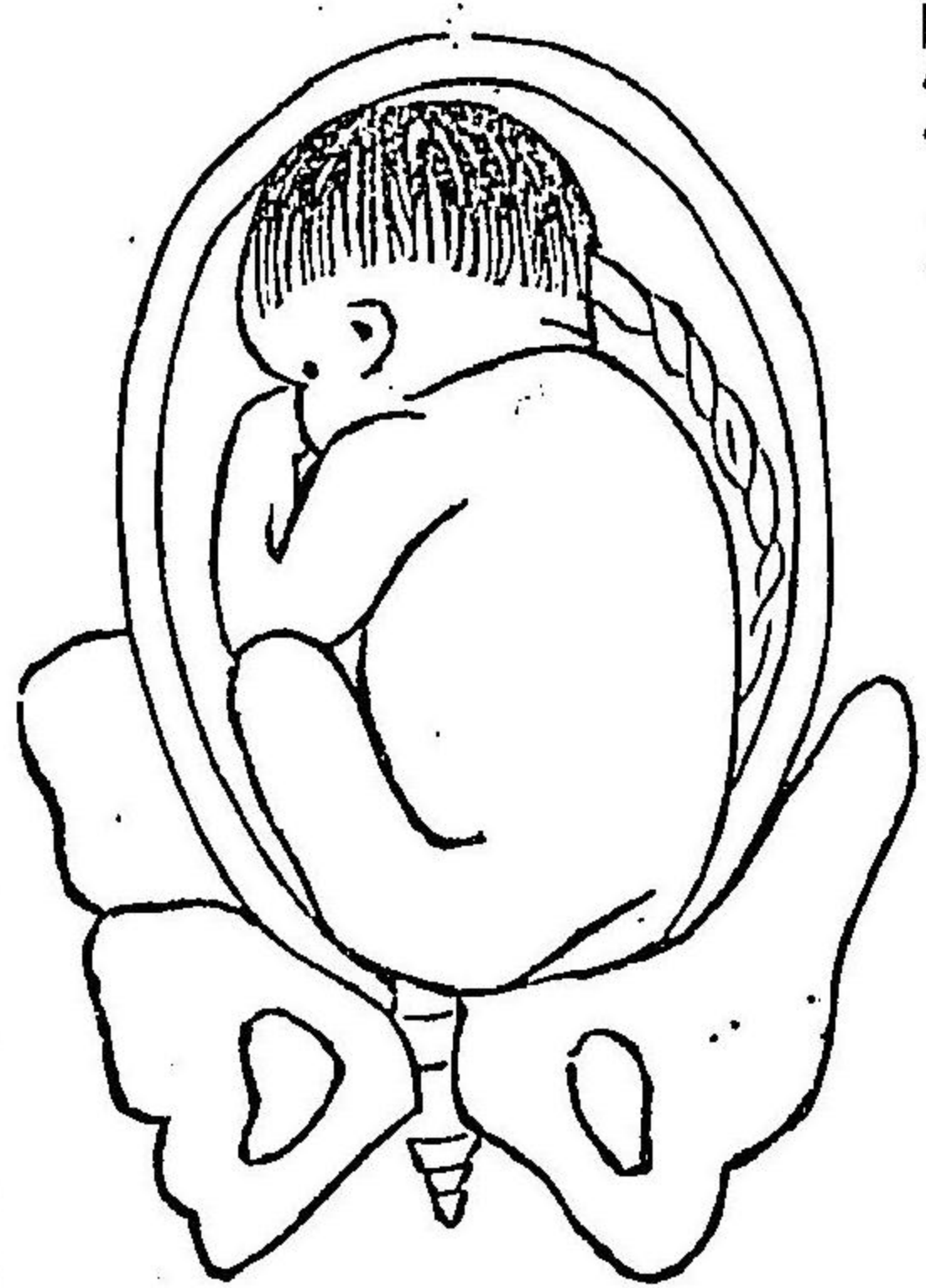
第一頭蓋位置

自然大
五分一



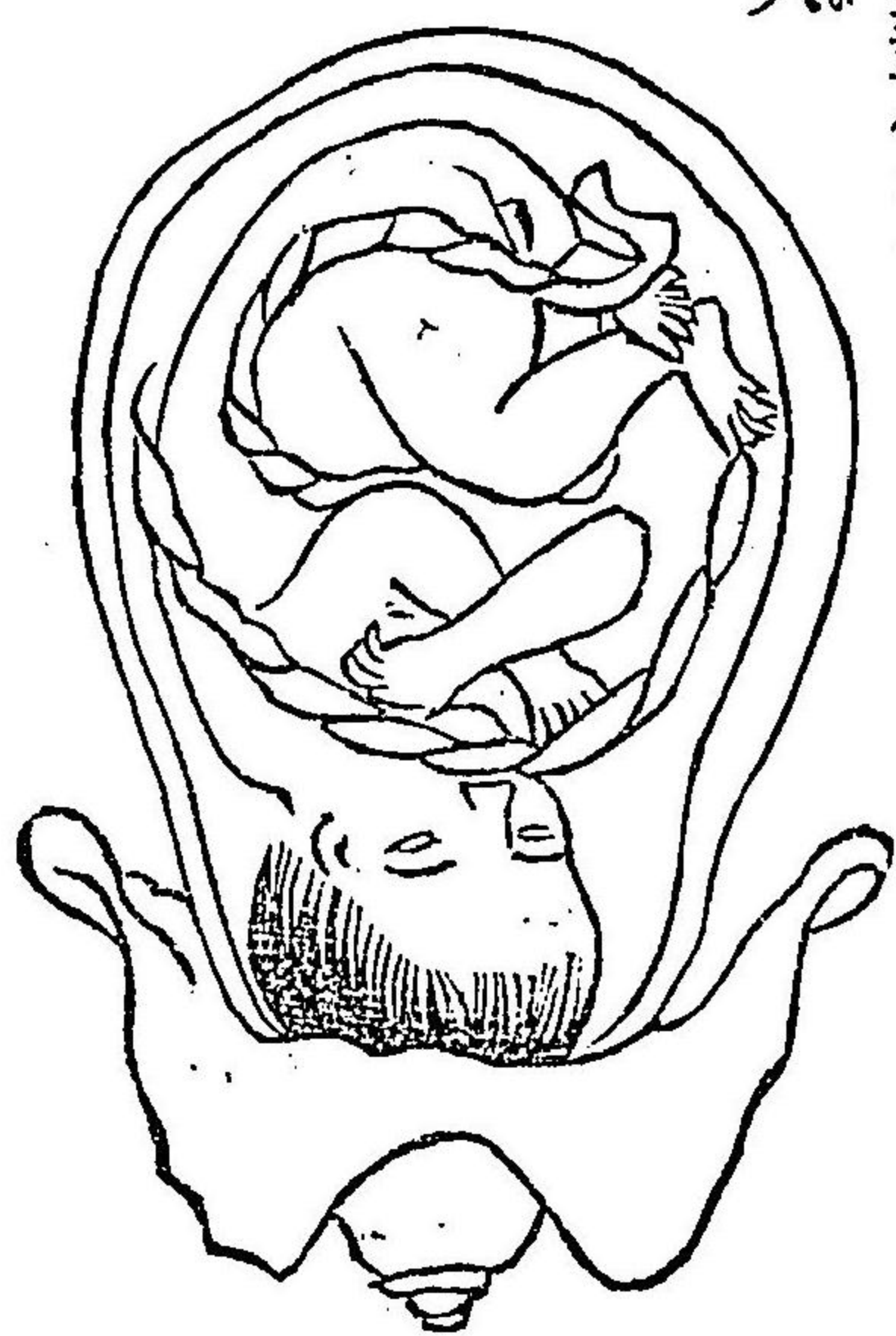
第一尾尻位置

自然大
五分一



第二頭蓋位置

自然大
五分一



第二尾尻位置

自然大
五分一



(第一) 縦位置を區別して頭位置及骨盤位置とす之れ上下の何れに於ても子宮縦軸に併行するが

故に斯の如く縦位置の名稱と與ふる者なり

甲) 頭位置中最も善良の位置を第一頭蓋位置及第二頭蓋位置なり

乙) 骨盤位置中の主なる者は尾尻位置及足位置等なり

(第二) 以上の他横斜位置ありと雖も異常位置に属す其他縦位置に於ても種々の不整位置あり皆后條異常位置論を譲るべし

胎兒乃完全成熟せしや否やと檢するに論

總て産兒の其母胎内に於て完全發育せしや否やと鑒別するを最も緊要の件とて殊に裁判上証據となるが故に産婆たるものは其鑒別法に常に記憶し置ざるべからざり又發育の熟否に由り將來養育法に最も注意を要すべきは勿論なり

(甲) 完全成熟せし嬰兒は左の徴候を呈するものなり

第一) 完全成熟せし嬰兒は皮膚鮮紅色にして之れを成人の皮膚に比すれば稍濃色なり且毳毛は皮膚一面に存する事なく唯肩脚部に存在する事あり頭髮は稠密にして色澤あり臍毛及肩毛も亦從て充分に發生す而して成熟嬰兒の爪甲は緊實にして指頭より少しく挺出するものなり

第二) 完全成熟せし男兒は陰囊の皮膚は身体の皮膚よりは少しく深赤色にして多くの横皺襞ありて陰囊底裏に睪丸を藏むるものなり又女兒に於ては大陰唇は小陰唇と共に挺孔頭を掩ふべく充分に發生する者なり

(第三)成熟児は其軀幹四肢共に皮肉完全の發育をなして圓滿となり其運動も最も活潑なる者なり

(第四)成熟児は其聲音清朗活潑にして呼吸の時は胸廓平等に擴張し自ら圓形となるものなり

(第五)成熟児は耳廓及鼻等の軟骨は稍硬固にして之れを成人に比すべきは少しく柔軟に覺ゆるものなり

(第六)成熟児の頭蓋及顔面を硬實にして圓形なり而して頭蓋諸骨の縫合は殆んど密接し大顛門を方形にして少しく開大すと雖も小顛門は密接よして間隙を存せざ唯諸骨の縫合を觸知し得るものなり

(第七)嬰兒の体重及身長は甚だ一齊ならざるものにして其成熟及未熟の徴候を著しく區別すること克ばざるものなり即ち成熟しるる嬰兒は体重に四磅(四百八十目)より十磅(壹貫二百目)以上の差異あるが故に体重を以て標準となさん事殆んど難し而して之と同一く身長を亦甚だ不同ありて一尺三寸より一尺六寸に至るの差あり成熟の嬰兒に在りて尙ほ之を超過する事あり者なり

(乙)未熟嬰兒に於ては左の徴候を備ふるものなり

(第一)未熟児は全身の皮膚暗赤色にして容易に青色に變ぜ而して全身皮膚に毳毛を生じ頭髮脆毛れば肩毛等の發生不充分にして疎なり又爪甲は脆薄透明にして且つ短少なり故に指頭より挺出することなし

(第二)未熟児は男子に於ては陰囊の皮膚暗赤色にして皺襞少なく且つ睪丸は陰囊底に降らざして鼠蹊部の近傍に滞在する者多し而して女兒にありては大陰唇の發育不完全なるが故に小陰唇に及び挺孔頭は外部に露出するものなり

(第三)未熟児は軀幹に及び四肢は羸瘦して運動活潑ならざりて四肢は常に軀幹に向て牽縮するものなり

(第四)未熟児の聲音は幽濁或は嘶嘎し呼吸に當ては胸廓狭小となりて前方より挺出し自ら圓形とならざるものなり

(第五)未熟児は耳廓及び鼻は甚しく柔軟にして頭蓋を準りに大にして顔面は還て狭小なり床に顔面に皺襞を生じ且屢々愁傷の模様を呈する等は未熟児の最も著しき徴候なり而して頭蓋の縫合は少しく離開して大顛門は甚だ大なり小顛門は各骨接合間隙する事を著しく觸知し得るものなり

(第六)未熟児の体重及び身長は其毎時期に於て著しき差異あるものにして産婆たる者は以上の諸徴候を比較熟考して嬰兒の熟否を判断すべし最も裁判上必要の件あるが故に能く注意して粗忽に取扱ふべからざ若し如何の方法を以てするも充分明かに檢する克らざる時産科醫を招聘し判断を乞ふべし

分娩後臥床及産母位置の論

分娩の臥床を尋常の臥床上に設置するを良とす而して其臥床は又直ちに産褥に供すべし先づ敷蒲團の上より上敷(俗に云吳座)を置き又其上に油紙を重ね布き又清潔にして温暖になしたる蓋を敷き布くべしこれ分娩時の排泄物によりて臥床の汚れざるためなり而して胎兒れよび娩隨れ排泄全く終らば上敷油紙の汚れたるものを除却し産褥となすべし又此臥床は室中乃殆んど中央に設置し産婦の両側を通行するに差支なき様にすべし

分娩時産母の位置は直立位置、仰臥位置、側臥位置、靠背位置等にして種々ありと雖も甲乙何れも一利あれば一害ありて更に優劣なきものなり故に各國各人其撰む處異なりとす唯其人の望みに任じと良とす而して仰臥位置れよび靠背位置は薦骨下に枕を要す(此際注意して尾骶骨)側臥位置には兩膝の中間に枕を要し直立位置を椅子を備ふべし就中當國の如は從來靠背位置のなるを以て宜しく臥床れ傍らには紐帶(俗に云ふ)三尺帶(俗に云ふ)の如きものを懸垂して陣痛時に産婦を握らしむべし然る時は長く陣痛に堪へ得るものなり但し分娩の種類により一定位置を要するものあり此説は各個の條下に詳悉すべし

産褥論

産婦は分娩を畢るや否や直ちに産褥に變じ此時期を名けて産褥期といふ而して此産褥期には二般の主要事件あり(其一)妊娠中れよび分娩期に變化したる諸部殊に母体陰部乃殆ど妊娠前に同

一なる状態を復故すると(其二)生兒の食物に供すべき乳汁の分泌と是なり

陰部の位置形状の故態に復するは三ヶ月の時日を費やすものなりと雖ども又通常の俗用に從へば(各國一様ならざ)分娩後六週間(四十二日)を産褥期と稱す

(第一)分娩直后(即ち産褥のはじめ)は精神恍惚として身体疲勞し暫時の間惡寒戰慄を發する事屢々あり而して此寒慄は微熱に變じ次で睡眠を催し渾身些少の發汗を來す其睡眠醒覺の後には産婦自ら強壯爽快を覺へ分娩時増進せし脈搏再び減じて沈靜なる此時に於ては始めて微温軟性の食事を要す

(附説)俗間産后直ちに種々の食物を與へて大に滋養の効ありと稱し或は餅或は鯛或は冷飯に水どかけ與ふる等の弊習あり這は滋養の効なきのみならず大害あり産褥たるもの宜しく俗間の陋習に惑ふべからざ

(第二)分娩后一二週間は日々一二回或は三四回ツツ産婦全身に汗を發するものなり之を名けて産褥汗と云ふ此發汗のために体中より非常の水分を失ふが故に口渴を起すと常症とす

(第三)産褥中は子宮の分泌増加するものにして之を惡露と名く此惡露は分娩后第一日に於ては主として血液或は凝血によび篩狀膜の遺殘小片よりなることあり故に第四日までは帶褐赤色なるべし爾后を黃白色の液と洩し大抵は三四週間に於て其排泄全く止むものなり而して惡露の分量臭氣等は産褥時或は人々よりて差異あり

(第四) 身体一般の諸變化は産褥時に全く復故を得ざるものにして、數年后加之生涯消失せざる變化あり即ち子宮口の癩痕腹壁の癩痕狀線および會陰部の癩痕等なり

(第五) 産婦ハ分娩の爲に受くる生殖器病の外なほ些少の原因に由ても容易に全身病を起し易きがゆゑに最も注意すべし、仮令ば食物の不潔精神の感動によび輕少の寒冷に遇ふも危重の疾病を誘起す其他産婦に一種固有の病あり即ち疼痛性後陳痛惡露の不正および産褥熱等に於て若し此等の發現ある時は直に産科醫を招き治療を乞はしむべし

(第六) 産褥性創傷は子宮、子宮頸、陰門等の部に於て粘膜の創傷、挫傷、摩擦創、裂傷、剝脱等と多しとす此等の創傷は尋常各人に來る者と雖も其分娩時長く持長する時は人工介助の有無を問わざ尙ほ危篤の損傷即ち會陰破裂、陰門、腔、子宮頸、骨盤、蜂巢織の破裂および挫潰或は全子宮粘膜の剝脱を來すことあり

以上の如き諸症の他産褥經過中の最も恐るべきものは即ち産褥熱と名くる病に於て克く生命の危険を來す者なりこれ初めは惡寒戰慄し四十度以上甚しき大熱を發し大渴水を欲し全身苦悶を覺へ尙一層重症に於ては高熱持續し人事不省となり譫語を發し恰も他の熱病と誤認し易き者也而して此病の原因は主として陰部の不潔より來るものにして分娩時に當りて各婦人陰部に損傷を受け其損傷部より被不潔物の腐敗滯溜したるものを血中に吸收せられ遂に全身に大熱を發するものなり故に産婦には毎日一二回ツ、陰部を洗滌或は坐浴を施さしむべし

(附說) 俗間に惡習あるて産婦に毎日陰部の洗滌或は浴等を行ふときハ感冒し易きことを稱ふる者ありこれを實に頑愚の惡弊といふべし若し此の如く些少の感冒を恐れ陰部の洗滌を怠るときは自然不潔となり爲に却て恐るべき産褥熱を發する事あり産婆たるもの宜しく記憶し必ら之を忘るべからざらん

産母及嬰兒看護法の論

産婦は其分娩後居る居室に在て濕潤せし褥に及び臥具を悉く除去し清潔にして温暖なる衾褥に交換し後之を臥せしむべし其位置は仰臥側臥共に敢て害なしと雖も其分娩時位置と粗ぼ同一の位置を取らしむと良とす然しども分娩後直ちに枕を低くし臥せしむべし之れ一時乃出血の爲に來る處の腦貧血即ち眩暈、失氣等を豫防するの大一方あり而して分娩後第二週を経過するにあらざれば可成的身体の動搖を禁じ安臥せしむべし又第八週日に至るまで都ての力を禁止する事を實に産婦に於て最も緊要欠くべからざる件なれば能く注意すべし其他精神の安靜も亦緊要なる者にして第十四日を過るまでは他人と交際せず且訪問者の室中に入らざらん

(附說) 俗間惡弊ありて産後の婦人ハ枕を度外に高くして臥せしむ之れ甚だ危険にして余再三此爲に斃れ或は危篤を陷りし者ヲ遭へて因て反復茲を説く夫を妊婦は腹内に胎兒を入れ呼吸動作等常の如くならざらざるに分娩終るや一頓ハ腹内空虚となり爲に頭部の血液速く下る

ものなきば直ちに頭部を低くして枕を除けざれば眩暈失氣を起し終に死すること論を俟
た故に向後此惡弊を廢棄し必ら本條の方法を嚴守すべし

(第一)産褥室は毎日空氣を交換せしむべし然りと雖も毫も隙風をして褥婦に觸せしむる勿れ
排泄物は直ちに除去し室内に於て食物を煮沸し或は洗濯物を乾燥せる等を固く禁ぜべし

(第二)陰部を創傷の有無に關し毎日二回微温湯にて洗滌し或は百倍石炭酸水にて洗滌する時
は最も良なり

(第三)襦衣は一日一回栓塞用の布片或は襪襪は毎日數回交換すべし但し襦衣および襪襪等は悉
く清潔に洗滌し且つ克く乾きて温めたるものを用ふべし

(第四)食物は總て消化し易き物を撰み虚弱なる褥婦には滋養物を與へ強壯なる婦人には淡味の
ものも與ふ然れども其婦人の性質に應じて撰み決して蛸、烏賊等の如き不消化物は與ふべし

(第五)兩便の排泄に能く注意し尋常の場合に在ては分娩後第二日間は通ぜざるも妨げなしと雖
も若し第三日に至るも尚ほ不通なる時は灌腸を施し或は緩下劑を與ふべし

(第六)授乳を可成産母の乳を與ふべし若し産婦自身の乳を與へざる時は種々の子宮病等と思ひ
又少兒は産母の乳を與ふる時は乳母の授乳する者に比すれば第一歳中に死亡する者罕なりと
す

(第七)哺乳時の正規持長は八ヶ月間を正規とす此八ヶ月以後も小兒を外出せしむべし之れ長き
時間を経て哺乳せしむる爲なり

(第八)産褥婦は乳房は勿論大抵上半身を温暖に保護すべし之れ乳汁の分泌を催進するがためな
り而して此授乳する産婦は平常習慣せし生活法を持續するを要す決して怠慢すべからざり又授
乳母は涯類香料等を加へたる食物によび泡醸性の食物を避け決して食后直ちに授乳し精神興
奮時の授乳等を禁ぜ又夜中横臥に儘授乳(所謂添乳)すべからざり必ら臥床上に起座して授乳
すべし

(第九)産出せし兒の臍帯を分離すれば直ちに嬰兒の口内に布片を纏絡したる指を挿入して粘液
の附着せるものを除去し微温中に浴せしむ

其法一手を嬰兒を載せ只顔面のみに湯上に見はし他手に柔軟なる海綿或は手拭を以て嬰兒の
全身に附着せる血液によび粘稠液を洗ひ去るなり若し其粘稠液去る難き時は新鮮の卵黄或は
純良の油類を塗布して后ち全身を洗ふて容易に除去すべし但嬰兒の軟脆なる皮膚を烈しく海
綿等にて摩擦するは不可なり仮令初回の沐浴に由て其粘稠液悉皆除去せざるも亦害あるもの
にあらざり而して此浴湯の温度は小兒に適當せざるべからざり其適當の温度とは即ち充分に手を
挿入して殆んど臂まで達し其快きを覺ゆると適當な温度(攝氏卅一度乃至卅四度)を有するも
のとして可なり

のとして可なり

(第十)浴身己に畢れる小兒は産婆の膝上に載せ乾燥温暖なる柔軟の布(俗に云ふ湯あげ)を以て拭ふべし次で嬰兒の全軀を檢し併せて臍帯の結紮に注意し若し弛緩する事あれば新たに之を緊紮すべし而して臍帯乃遺殘部、油に蘸せる綿或は柔軟の布片にて包み上方より向て臍の左側より接着し巾二寸長三尺五寸の木綿(臍帶帶)にて弛く腹圍に巻之を固定すべし然る後臍帶遺殘部の脱離するまで毎日布片を交換し脱離後尚ほ濕潤せる間は常に油に蘸せる綿或は木綿を貼し臍帶帯を施し置くべし

(第十一)嬰兒の衣服を温被し隙風火氣をよび鮮明の光輝を避け産后六時間を経て先づ小兒に授乳す其始は産婦は乳兒をして左右の乳房に慣習せしむる爲め左右交換をべし哺乳せしむるには唾液を以て乳頭を濕潤せしめ示指および拇指を以て乳頭を牽引し之れを乳兒の口内に送入し此際兩指を以て乳頭の上部和を壓する時を一乳汁の分泌を促し一自由哺乳時に呼吸せしむる爲なり或は生後乳汁の分泌充分ならざるも大抵二十四時間を経る時を稍や分泌亢盛するが故に此時期を待て哺乳せしむるも害なきものなり爾后大約毎三時に乳を與へ尙ほ其兒の景況に由て斟酌すべし而して民間胎毒下し或は五香湯(俗に云ふ「うぶえき」)等のものを用ひ便通を促す風習ありと雖も無用のものなり之れ産母の初乳は自然に通利を促すべき性質を備ふればなり然れども若し通利なきときは澀腸し又は藥劑を與ふべし

(第十二)毎朝哺乳前に温浴をなせしめ襯衣を交換し哺乳せしむる毎哺乳後は濕潤せる布片を以て口圍を清拭すべし若し嬰兒睡眠するも三時乃至四時間を経ざれば哺乳のため醒覺せしむる勿れ而して嬰兒ハ第一ケ月中は毎日大便三四回排泄するを常とす故に便通に注意すべし

(第十三)嬰兒は産母の乳を與ふる最良と云へ若し産母病氣其他の事故ありて授乳すると能はざる時は乳母を雇ひ其乳を與ふべし其乳母は産母と同年齢にして體質強壯且二ヶ月許以前に分娩せし者と撰ぶべし然れども乳母は二十歳より三十歳以内の婦人にして既に授乳せし者と良とす若し乳母を雇ふ能はざる時は牛乳を用ふ而して牛乳は人乳に比すれば頗る濃厚にして酪素及鹽類多し含み糖分僅少なるが故に煮水で以て稀釋し乳糖を加ふる時は殆んど人乳と同なるべし左に其大要を掲ぐ

生後第八日に至る迄は	牛乳一分	水三分	砂糖適宜
八日より第二ヶ月迄は	牛乳一分	水二分	砂糖適宜
第二ヶ月より第五ヶ月迄は	牛乳一分	水一分	砂糖適宜
第五ヶ月の終より	純粹の牛乳		

(第十四)牛乳ハ常に温を加へ哺乳器を以て與ふべし哺乳器ハ其都度必らば清潔に洗ふべし然らざれば乳兒の病を惹起するものなり又牛乳を吐出する時は少計の炭酸曹達を加ふべし

(第十五)産母は自ら哺乳せしむべきは勿論なれども時として産母の乳の不適當なることあり左の

如し

(甲) 嬰兒は反覆哺乳せしむる乳汁の全欠乏を來す者これなり然きども産后直ち乳汁なきを以て自己授乳を禁止すべからざる症に於ては兒の反覆哺乳するは乳汁分泌の催進法となればなり

(乙) 乳頭の異常形にして兒の之れを吸ふと克もざる者之れなり

(丙) 産母急性諸病に罹り或は梅毒、肺病、其他の悪液病或は神經病の患ある者其他全身衰弱の者は授乳を固く禁ぜべし何となれば授乳せらるゝ處の小兒は以上の疾病の素因を受け將來大害を來す故に産婆たるもの克く注意すべし

臍帯結紮及切離法

臍帯結紮及切離は分娩后直ちに之れを行ふものなりと雖ども亦自ら一定の時期あり故に妄りに之れに着手すべからざる

(第一) 先づ産出せる嬰兒は呼吸を始むるや否や直ちに啼泣するものなりと雖ども生后二三十分間は母体に依然と附け置をべし此際臍帯を母示二指間に軽く握り臍帯脈管の脈搏を試むべし此脈搏絶ゆる時を臍帯は漸次に萎少す而して嬰兒の啼泣する時は初めて臍帯の切離に着手すべし

(第二) 臍帯切離には先づ嬰兒の臍輪より三四指指徑(大約一寸)を隔てたる處に於て臍帯を結紮

結紮は第一條若くは二條大(次)て此結紮部より二三指指徑胎盤の方に隔りたる部分を臍帯剪刀で以て切斷す而して其兒体に屬したる切端は結紮しる方より翻曲して再び之れを軽く結紮すべし但し此臍帯結紮をなすには注意して臍帯を母体或は兒体より分裂すること勿れ何となれば母体より分裂する時は烈しき出血を來し兒体より斷離する時は其臍に強き炎症を起すものあり

是ばなり此患を防ぐには結紮時に産婆其兩手を兩足に内蹠に當て牽き緊むべし然る時は假令其系の斷離することあるも兩手の意外に開放せざる事なくして臍帯に害を起さざ

(第三) 又臍帯を結紮するには兩所に於て固結し其中間を前斷する法ありこれ後産の未だ排泄せざる時に斷離するに必要なり其法は兒の臍輪より三四指指徑の處を法の如く結紮し此結紮部より胎盤に向ひて又三四指指徑の處を結紮して其中間を離斷するなり此法は出血を防ぐのみならず胎盤の排出を促すの効ありとす

(附説) 俗間に陋習ありて臍帯を切離するに剪刀を用ひて竹篋を用ひて挫切すと是れ尤も我

石州に於ては一般行はるゝ悪風なり之れ實に野蠻の風習と云ふべし如何となれば此の如く竹篋をもつて挫切する時は出血を防ぐの一利ありと雖ども今日文明の世界に在ては利刀を用ひて切離するを出血の恐れなき様既に結紮の良法あり加之竹篋の如きは防腐法行届かざりて腐敗を導くのを恐るあり後來決して用ふべからざる

初生兒の疾病論

胎兒は母体の温暖なる腹中に生活し分婉するや直ちに外氣を暴觸し且身体は最も薄弱なるを以て些少の障碍を受くるも大害を來す故に最も注意すべし

(第一)口内を不潔にする時は鵝口瘡(俗に云ふ「ちこがれ」)を發し漸々營養不良となりて時として死亡するとある之れ乳兒を哺乳中睡眠し口内を乳汁瀝溜腐敗して此症を發する者なる故に哺乳前後を口内を冷水に濕したる布片を以て清拭すべし

(第二)乳兒の膿性結膜炎は生后第三日より第六日の間に發するもの多し之を分婉の際汚物の眼中に入り殊に産母の白帶下ある者に於て然り而して此症は最も恐るべき症にして屢々失明す故に産后初回の温浴時に克く注意して兩眼を洗滌すべし其後毎日一二回つゝ微温湯より眼を洗ひ時々眼内を檢し若し汚物等の存するを發見する時を直ちに醫師に治療を乞はしむべし然らざれば瞬時に重症に陥る者なきばなり

(第三)乳兒の黄疸は第六日より第十四日の間に發する者多し之れ多くを不良なる臍帶の結紮に由るものにして最初顔面、口内、眼結膜等より稍黄色を帯び終に全身黄色とある者なり既に此症を發するや常に大便の通利なく哺乳量減少し時々嘔吐を來す然る時々下劑を與へ連日入浴せしむべし

(第四)臍帶脫離して后其處膿潰し或は潰瘍となるとあり之れ甚だ稀なりと雖ども臍帶脫腸(俗に云ふ「てべそ」)は屢々來るが故に臍帶は脫離后尙ほ一週間許は施し置くべし而して最も恐るべき臍帶脫離後の出血にして甚しき時は死に至るものなり

(第五)生后二三日を経て頻りに啼泣して哺乳せざるとあり(俗に云ふ夜啼)これ産母の乳汁の變性に起因する者多きが故に産母も飲食物に注意せべし

(第六)初生兒の痙攣を發し烈しく叫泣し哺乳を拒して唯足を運動し苦煩の景況を呈するとあり然るときは温暖なる衣服を着せ微温湯の灌腸等を施すべし然れども此症に於て兼て顔面に運動を發し口を閉ぢ口内より泡沫を吐し時々全身に痙攣を發する(地方俗に云ふ「かたるひ」)時は生命に甚だ危険なり速かに醫師を招くべし

(第七)乳兒の嘔吐および下利は乳兒の充分な哺乳せし後に在る凝固したる乳汁の一分(宛も豆腐の如し)を吐する時は敢て病的なあらざれば吐乳は凝固せざ(水の如し)して頻々嘔吐し又下利する時は危険なるが故に直ちに醫を招くべし

(第八)乳兒の吃逆(方言「ひよつくり」)は多くは哺乳の過量或は感冒の後を發するが故に乳汁を徐々に時間を經て與へ身体は温護し尙ほ吃逆時は砂糖湯少しつゝ與へて治するものなり以上の外種々の疾病ありと雖も教授時日に限りあるを以て略す

第四章 妊娠經過異常論

胎兒の子宮内に於て取るべき正規の位置および保持は已に正規分婉論に於て細論せり但し此位置は妊娠末期に至るに従ひ亦屢々變化すると知らざるべからざれば即ち頭蓋位置を以て正規の位置

やすれども而も妊娠の早期にして胎兒細小なる時或は死胎等にありては子宮の縦徑一致せざして直角をなす之を横位置と名く即ち此横位置に於ては頭蓋は必ら左側部を占むる者にして頭蓋の左側を占る者最も多しやす之れを第一横位置と云ひ又稀れに頭蓋の右側を占る者あり之を第二頭蓋位置といふ

胎兒乃軀幹と子宮の縦徑と多少の交叉をなす者之れを斜位置といふ即ち頭部の左側にある者を第一斜位置といひ又右側にある者を第二斜位置といふ

異常位置を取る處の原因の主なる者は

第一 胎兒の死亡若くは不具

第二 子宮の不具

第三 羊膜液過多の爲めに生ずる子宮腔の過大

第四 子宮の斜傾殊に其弛緩よ由る者

以上の横位置、斜位置は悉く位置異常に属する者なり而して胎兒の不正位置は時として妊娠の終りに至り子宮作用の爲に自然に正規の位置に復する事あるを忘るべからば其他産婆ハ妊娠中不正位置を所置する事克はばして分娩時に至り初産て眞の正否を確知し手を下すとあり然れども此不正位置を産婦に告げ驚かしむる事を嚴禁すべし尙ほ正規位置よ於ても稍變化なきにあらざれば後條に於て詳論すべし

妊婦の疾病論

妊娠は生理的の作用よして疾病にあらざるとは原より論を俟たされども爰に論ざるものは妊娠よ續發する疾病を説くものなり

(第一) 惡阻(つえりやみ) 此症の妊婦に來るや第一ヶ月に於て早朝嘔吐來し又或症に於ては妊娠の全經過中惡心嘔吐を連發するあり然れども大抵は妊娠第十二週より第十四週(百日内外)に至りて止むものなり此嘔吐は開豁の地に運動せしめ又便通を調整し或は温浴を行し又或は炭酸水、氷水等を少許つゝ與ふる等の單簡なる法に由て輕快する者なり若し此嘔吐烈しく永く治せざば時は産婦衰弱羸瘦し從て胎兒も營養不給となり危險症を誘起するが故に産婆は必ら妊婦に諭し速に醫師に治療を受けしむべし

(第二) 下利 此症は食物の不攝生若くは身体の冷却等より來るが故に妊婦は殊に此等の外患を避くべし何となれば妊婦の下利は頗る危險にして屢々便意を催ふすが爲めに自然子宮の収縮に伴ひ流産或は早産等を來すの恐あり妊婦若し下利を發せば直ちに臥床に安臥せしめ消化し安き食物と與へ(葛湯等の如き粘稠の温き物を飲用せしめ)温覆すべし而して尙ほ下利の止まざる者を速に醫を招くべし

(第三) 水腫 此症の下肢及外陰部等に發する者は子宮の壓迫其他下腹静脈の循環妨碍より來る者よして多くは妊娠後半期より來り殊に第八ヶ月以後より來る者あり然れども只子宮に壓迫に由

て来る水腫を其儘放任するも可なりと雖ども或る他の疾病(脚氣心臓病等)によりて来るものとの鑑別を要するものなれば又醫師の診断を乞はしむべし

(第四)子癇 此症は妊婦産婦等に來り通常妊娠の末期に發す之れ卒然全身に痙攣を發し人事不省となり知覺を失ふ或ハ譫語或は昏睡甚しきは中風の景況をなす事あり若し此症を發する時は直ちに醫師を招きざるべからざるは勿論なり

(第五)舞蹈病、羊膜脱落膜 此等の諸病其他種々の疾病ありと雖ども茲に盡く能はざ依て畧す

子宮外妊娠論

子宮外妊娠ハ受胎しる卵子宮内に達せざして卵巢或ハ卵管内若しくハ腹腔内に止り而して子宮内に於けるが如く發育する者にして産婆の最も注意すべき要件なり

子宮外妊娠は正規の妊娠と充分に區別すること困難にして大抵二三ヶ月の経過を有し就中六週(四十二日)より十二週(八十四日)を経るの後に於て内部の出血に由りて妊婦の死亡する者最も多しとす胎兒の尙更ニ成長する事を得る者も只腹腔妊娠にあり然れども尋常正規の分娩をなすと克ハ迄して腹壁切開術に由りて除去せらるゝ者なり若し其胎兒妊娠の経過中に死する時を腐敗に陥り或は石兒を化成するに至るとあり而して此子宮外妊娠と雖ども妊娠後半期に至れば尋常の妊娠確實徴候を呈する者なり

(第一)卵巢妊娠 これ卵胞の卵巢を脱出すると能はざして卵巢中に妊娠し第八週(五十六日)より第十二週(八十四日)までの間に死亡する者最も多し而して其死するや俄に内部出血或は急性腹膜炎等に由る者なり然れども或る稀有の者に於ては胎兒早く死して吸収せらるゝ者なり

(第二)腹腔妊娠 これ既に卵巢内に於て解孕せし卵の喇叭管の剪彩に受取するを過りて腹腔内に墮落して此所を發育する者にして此腹腔妊娠の轉版は子宮外妊娠中最良の経過を取る者なり即ち其胎兒完全發育し腹壁切開術に由りて除去せらるゝ者あり若し其胎兒妊娠経過中に於て死亡する時を種々の變化を來すものにして最良の成果は石兒を形成するにあり此石兒は凡て困難症を喚起せざして久年腹中に滞留する事あり或は稀に早晚婦人の死を來すべき炎症、化膿症を來すとある者なり

(第三)喇叭管妊娠 これ妊孕卵の子宮内に進行に妨礙ある時に來るものにして此妊娠は左側の卵巢に於て屢々來る者なり而して多くは完全な發育遂げざ第二ヶ月乃至四ヶ月に内部出血の爲に妊婦の死を來すとす然れども又稀に完全の發育をなすとあり

數胎妊娠論

凡そ數胎妊娠たるや通常甚だ稀なりと雖ども例外の事として同時に數胎を妊娠するものあり之れを單一妊娠に比較するに孖胎妊娠は千人中十二人より十三人の比例なり又三胎妊娠は五千人中

一人に過ぎざ四胎及五胎の妊娠は尙更に稀なり若し數胎妊娠する時は其單胎妊娠よりも烈しき膨脹を起すに由り早産の患あり蓋し胎は多分成熟遂に分娩すれども三胎を妊娠して正規の週期を畢るは極めて罕なり又四胎以上の妊娠は決して成熟の兒を産出するまじし孖胎は概して單胎にて分娩する者より小なりとす又孖胎中の一子は大にして強力を有する事屢々之れあり

孖胎も二十五歳より三十五歳に至る年限に來る者に於て殊に頻産婦に多し又孖胎を同性(女子二人或は男子二人)なる者最も多く且つ此妊娠も多きは妊娠常期乃終に達せざして産出するもの多しとす

孖胎妊娠に於ては胎兒の位置を同一あるあり或は反對なるありて外部より時として明瞭に觸知する者あり

妊娠中胎兒の死亡論

妊娠中胎兒の死亡を誘起する原因は種々ありと雖ども主として妊婦の急性熱病に罹り或は他の重病に由り全身衰弱し或は胎水の漏洩其他卵膜の疾病或は胎盤或は臍帶の疾病等より死亡する者なり而して死兒の變化を左の三種に區別す

(第一)浸漬軟化 胎兒若し妊娠前半期に死亡する時は卵液に浸漬せられ終に全く吸収せらる然れども四ヶ月以後なれば吸収せらるゝこと稀なり

(第二)腐敗 これ子宮内に空氣の竄入するが爲めに胎兒を惡臭瓦私を形成して全く分解するものなり

(第三)乾涸 これ畢竟萎縮する爲にしく宛も「アルユール」中貯蓄せし物質の如くなる者なり

(第四)胎兒若し死亡する時は妊婦は異常の感覺(即ち腹冷、腹中壓重等)を來し膨滿せし腹部は稍減少するを常とす然る時は大抵流産を來すものなり

(第五)或る妊婦を常に胎兒の死亡を來すと慣習となるとあり之れ多くは子宮病を存するが或は全身梅毒を有する者より來るものなり

妊婦の死亡論

妊婦の死亡を誘起するは其原因種々ありと雖も主として流産の爲に大出血を來し死すもの多しとす或は子宮外妊娠就中卵巢妊娠及喇叭管妊娠に於て第二三ヶ月に至り卒然死亡する者ありこれ妊卵の發育に従ひ其部の破裂を由り内部出血を起し死するなり其他前部盤(又前置胎盤)に於て甚だしき痙攣を起し人事不省に陥り死に至る事あり若し此症に於ては人工分娩法を施し其異物となる處の胎兒を除く時は妊婦の生命を救ふものなり然れども此場合に在りては固り産科醫を招き治を托すべきは勿論なり

妊婦或る障害より不幸にして死亡する時當てハ敢て産婆のなすべき職務ハ甚だ稀なりと雖ども若し妊婦死亡の直后殊に急卒の死亡後に胎兒尙は暫時間(五分乃至廿分時)生活する者

なり故に此場合に於てハ胎兒の救助を企てざるべからざる之を唯母体内に胎兒生活力を有する時に於て施す者なり然りと雖ども大抵妊婦死すまば胎兒も死亡するものなり
若し産婆と妊婦の第七ヶ月以上を経過して死亡せし者に招かざる、時に直ちに産科醫を招待し眞死仮死の鑑別を乞ふべし必らざる粗忽の取扱をなすべからざる

第五章 分娩経過中の異常論

分娩経過中の異常は種々の原因より來るといへども多くは陣痛異常産道の異常或は胎兒の異常位置等に基因し甚だ不幸の症をおもては母子共に生命危険を來すなり此時におもて通常は産婆の助けに由り分娩し得る者おれども永く時間を過る時は産科醫を招かざるを得ざる故に産婆たる者は妊婦と初診の際身体に異常あるや否や必ら檢するを職務上最大要件なる事を常に記憶し時々妊婦と精密に診察し分娩期を終るにあらざれば決して安心すると克はざる者あり

(第一)産婆は不順産に方りて産科醫を招待するには可成的現症を詳かに報ぜべし其要件を例せば胎盤の現出胎兒の位置、出血、兒頭現出に際して骨盤狹隘等之なり其他醫の至る前に診察は必要なる物品等を準備し置くべし而して若し産婦甚だ恐怖するの模様を察せば招ける産科醫は最も施術に巧にして容易に分娩せしむる等の語を以て懇々諭し精神を安穩になさしむる事を務むべし

(第二)産科醫の來りし後の要務は醫家の尋問に對し精密に既往症狀を陳述し且つ産科醫の技術を行に方りては其助手をなすべし

以上の他産婆は嚴密に訓戒し置くべき一言あり産婆宜しく細心注意すべし都て施術は確乎たる目的の立ざる時は寧ろ施すべしと良とす即ち施術を半途にして止むより産科醫の來るを待つべし何となれば手を下して害を招かんより行はざるの優るに若し故に万一の僥倖を期して施術する等の粗忽あるべからざる

胎兒異常位置論

胎兒の何れの部を問はば産出の方向を取らざると雖ども唯其方向を取らざると雖ども胎兒の出し得るものみあらざり頭蓋の先づ産出する者と正規の位置とし其他は皆不正位置に属す而して其不正位置を來す處の原因は種々あり其母体より來る原因は脊椎屈曲、過劇の運動、軀幹の緊縛或は不順一側に臥する等なり又胎兒より來る原因は羊水の過量に由り胎兒は横位置を取らざるか或は臍帶の甚だ長きに過て胎兒に過度の運動を起しむる等なり

凡そ胎兒の分娩し得べき位置を取るときは仮令正規外の位置に属する者と雖ども自然に委し置くべし然れども若し母体若しくは胎兒の生命に害を來すの場合に於ては速かに分娩し得べき位置に變ぜしむるを良とし即ち胎兒の正規外の位置を取り分娩し克はざるときは技術を施して其分娩し得べき位置に變ぜしむ之を人工回轉術と名く而して極めて稀には自然の分娩力に委し置きて自ら回轉して正しき位置に變ざるべからざるなり

(第一) 頭顱の横在 これを第一頭蓋位置の頭顱横在と第二頭蓋位置の頭顱横在との二種に區別す其第一の頭顱横在を胎児の後頭部は左臍骨白壁の後部に向ひ第二の横在は右方より向ふ者なり

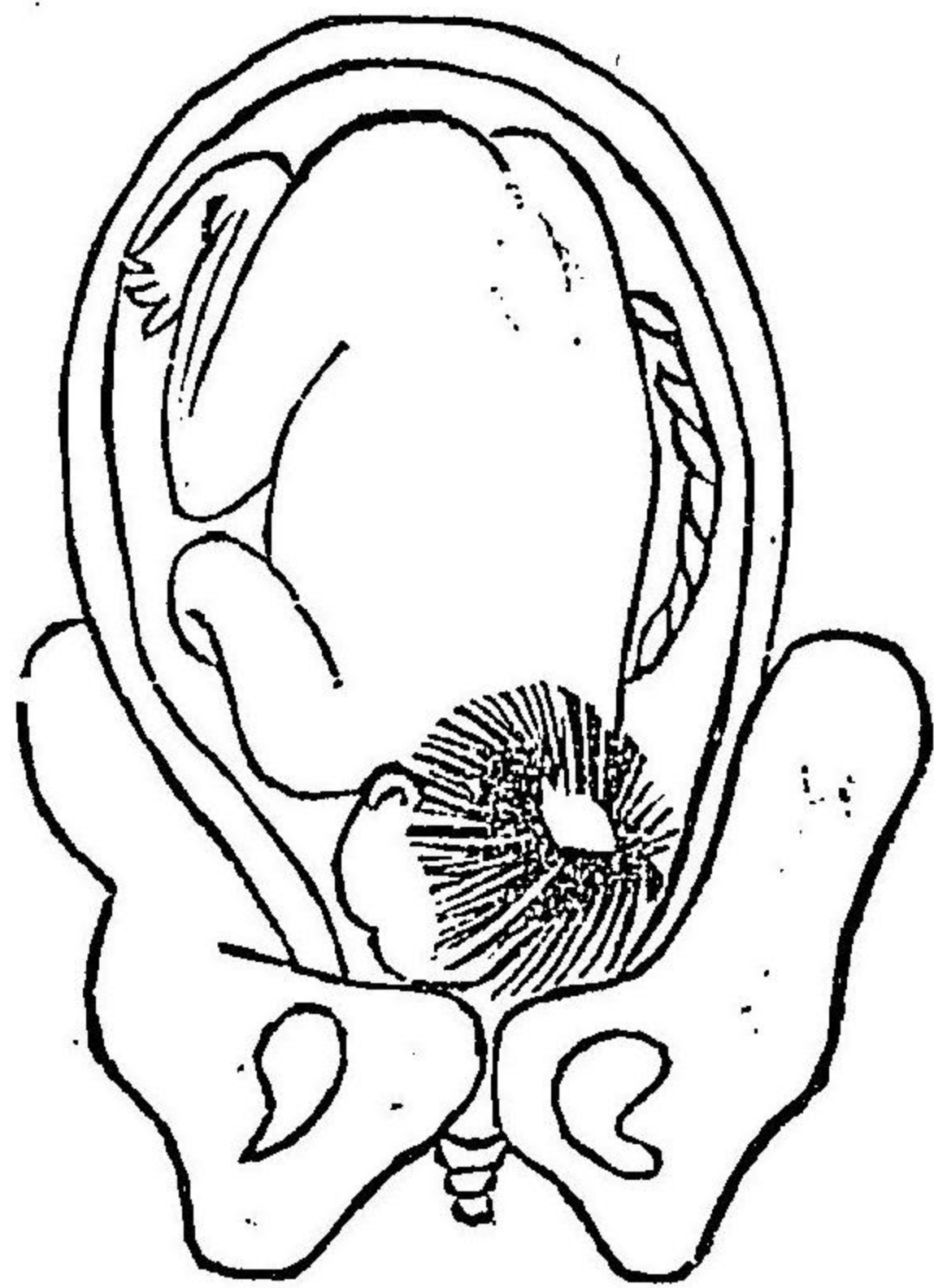
(第二) 頭顱の側位置 これ頭顱の正規外に斜傾せる位置を云ふ

(第三) 前額位置 これ頭蓋位置と顔面位置との中間に位するものなり

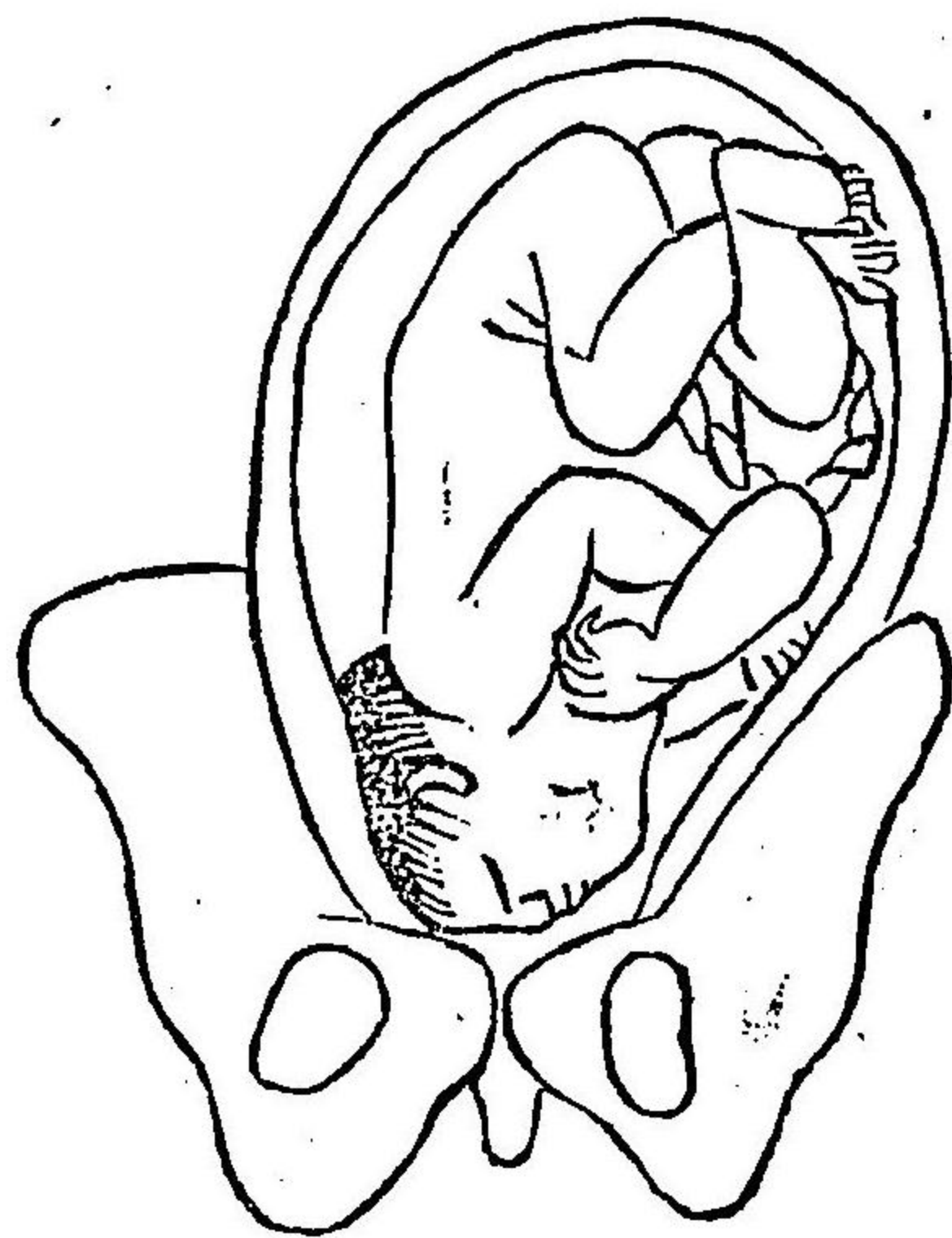
(第四) 顔面位置 これ顔面の一部先づ産する方向を取るものといふなり

(第五) 頭顱の斜傾 これ通常分娩時に當りて困難なく正位置に復するもの多し然も母体の畸形(骨盤の斜め狭隘せる等)より來るものもありては甚だ困難なるものなり

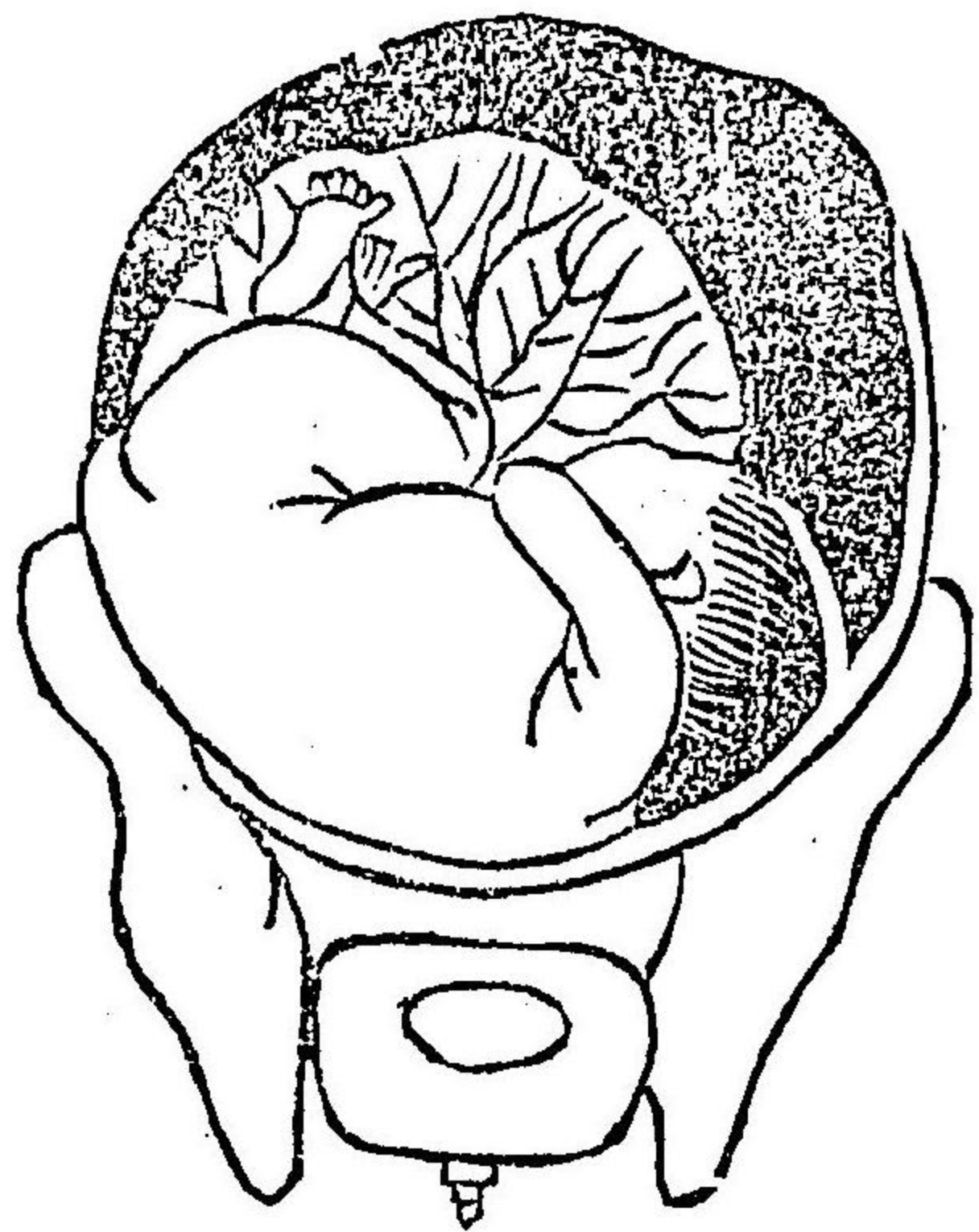
第一自然大五分位置面顔



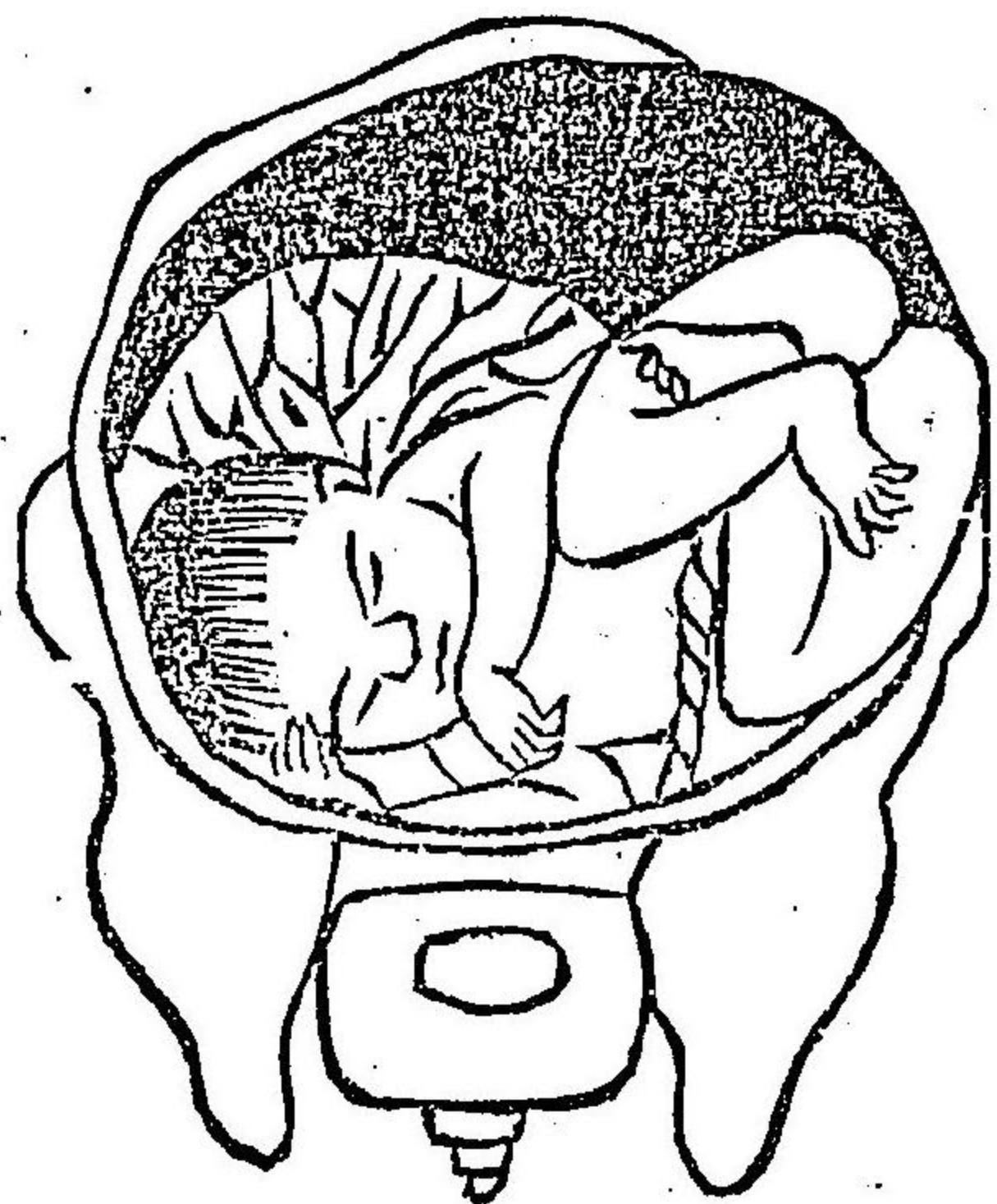
第二自然大五分位置面顔



第一自然大五分位置横



第二自然大五分位置横

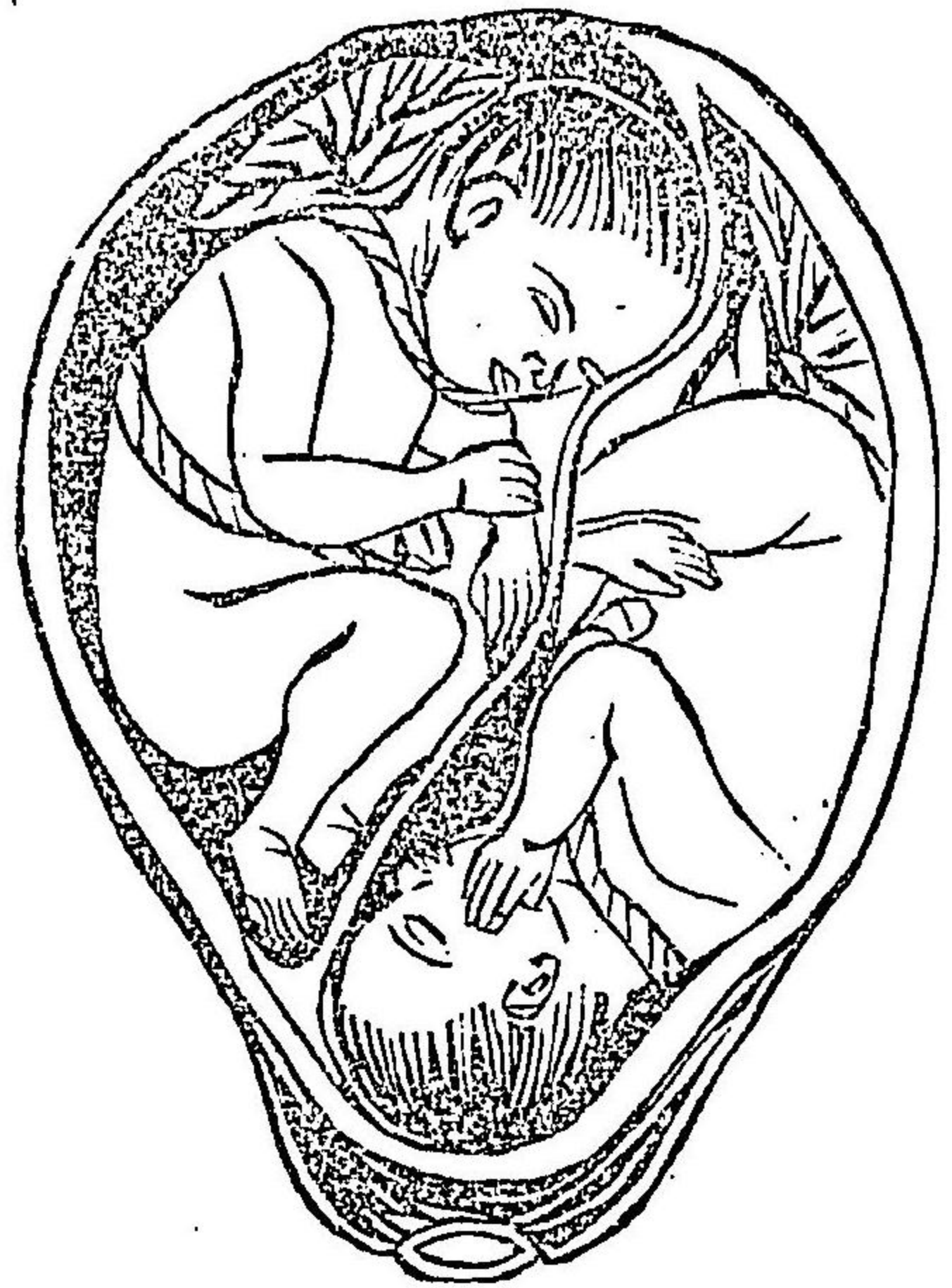


(第六) 頭顱と一手若くは一足を同時に脱出するもの これ甚だ不幸なるものなり而して胎児の成熟したる者み於くは極めて危険なり故になるべく復故法を行ふべし

數兒出産の論

數兒出産は一胎内に二子以上同時に發育する者ありて其胎児の數より從て胎三胎等の名稱を附す然も三胎以上は多分は發育せざるが故に主として存胎に就て論ぜべし

存胎は通常同性にして大抵は不等の發育をなし其發育完全なる小兒に於てハ單一分娩小兒と異なるとなし時として存胎の一子不具なるあり或は一子既に胎内に於て死し腐敗せるとあり而して子宮内の位置は存胎に於て互に對向し且つ一子は頭蓋位置一子は骨盤位置を取ると多し



胎児の異常大及異常形論

此分娩に於て第一児の出産后第二児卵胞顯はき次で
 半時或は一時間を経て新に陣痛を起して出産すると雖
 ども時として数時間を経過するとあり孖胎の娩隨は
 同時に排出すると雖ども若し胎盤各別なる時は第一児
 の分娩后固有娩隨は直ちに排出する者なり

(第一) 兒全体の過度に大なるや其頭部尋常の頭部に比し硬固過大なる者にしてはまれ分娩に當りて稍障害の基因となるものなり

(第二) 胎児の脳水腫に罹り頭部非常に膨大し産道を通ずる克せざるものとあり

(第三) 腹部及胸部の過大は腹水等に罹り甚しく膨脹して分娩困難なるものとあり

(第四) 身体表面にある腫瘍にして薦骨部或は頸部に來ると最多とす(所謂脊髄破裂)これ其腫瘍の障害に由り分娩困難を來す事あり

(第五) 異形中上半身或は下半身の二重なる者或は全く發育せる二兒互ひに相癒着せる如き形の

者ありこれ通常人工技術を要するにあらざれば娩出困難なる者なり

産道に關する分娩障害論

(第一) 子宮の狹窄及閉塞 これ多くは腫物或は潰瘍等の瘢痕に由て來る者なり

(第二) 腔の狹窄及閉塞 これ先天性あり或は腫物或は潰瘍或は瘢痕に由り時としては火傷又は梅毒に由て來るものあり

(第三) 子宮及腔の位置變化 これ妊娠する時は多くは復故する者ゆゑ輕易なる時は敢て障害なし然れども屈曲甚たしき時は唯子宮の開口期を延長せしむるとあり

(第四) 子宮腔内の腫物及近傍器官の腫瘍 これ其腫物の大小位置及移動性の如何に關係する者よし多くは分娩障害を來す者なり

(第五) 骨盤狹窄 これ先天性、后天性の二種あり何れも分娩の障害を來すものなり之は甚だ冗長し渉るを以て略す宜しく實地に就て分娩の成否を熟考すべし

胎児に關する分娩障害論

胎児より起る分娩障害は胎児の異常大、異形状及異常位置等に關す

(第一) 胎児の異常大及異形は既に前條に説く如く分娩障害を來すものなり

(第二) 胎児の位置變常に於ては既に前條に詳説せりと雖ども其回轉術を施すに當りて中途にして豫想外の困難を覺る事多きを以て産婆たるもの宜しく自己の名譽を得んことを欲して手術

を試んよりは寧ろ速るに産科醫を招くを上策とす

陣痛異常論

陣痛の強弱常度に過ぐる乎將た痙攣性に發作する時は之を稱して陣痛異常と云ふ即ち下條に説く如し

(第一) 陣痛の強劇 これ子宮口及腔の狹窄或は癒着症等其他産道に僅少なる抗抵ある者に發す就中最も多く來る者は骨盤局所狹隘なり其性状を陣痛頗る強劇となりて其休歇甚だ短く或は殆んど休歇なきに到るとあり此の如たものによりては到底疾産を來して母子共に危険を招くものあり而して此過度の陣痛に伴へる來る結果は胎兒排出期に於て子宮腔及會陰の破裂、子宮脱出、胎盤の過早剝離及兒の仮死等なり如此危険なるを以て産婆は分娩の初期におもてえ必だ陣痛の性状を細心注意し若し此症を察知する時を直ちに産科醫を招くべし

(第二) 陣痛の微弱 これ最も屢々分娩經過を遲慢ならしむる原因となる而して其性状は陣痛間歇時の甚だ長く或は陣痛發作時の極めて短く産婦を唯稀れに弱き疼痛の發作を感覺し且其收縮中子宮の硬固なる甚だ少なき者なり其原因は子宮の位置及形狀の變化頻回難産後の子宮發育不全、子宮過度の擴張、卵液の不足、子宮口開大前の出血なり又或原因に由りて卵液の流出する場合も多々來るものあり

(第三) 痙攣性陣痛 これ分娩の遲速に關係なく子宮壁の適當なる向きに働かざりて全子宮の久時休歇なく劇痛を以て収縮せるに由り或は子宮の一部殊に子宮口圍の過劇に収縮するに由り起る者なり此陣痛を陣痛の効績と云ふは産婦を劇痛によりて興奮せらるゝのみよして多くは羊水流泄の過早或は粗暴の探宮、子宮口の損傷、産婦自体の劇冷或は分娩前又分娩中に起熱性飲料を用ひたる等の原因に由るなり

骨盤軟部損傷論

既に此症を發する時は直ちに産科醫を招かざるべからざれば令子宮口開大せしむ痙攣に由りて収縮し兒頭の殆んど脱出せしものも還納して子宮口を閉づるに至るものなきばなり

(第一) 先天性陰腔狹隘は於ては陰腔狹小にして緊張し或は腔内の中隔或は肥厚せる處女膜の擴張せる者等なり

此狹隘の爲に起る障害の結果は陰部乃創傷、大出血等にして死致し又仮令生命に危険を來さざるも尿道或は膀胱等に瘻を造り甚だしきは生涯治癒せざるとあり

(第二) 后天性陰腔狹隘を損傷、潰瘍等の癰痕より來るものよし、先天性のものと同様の障害を來すものなり

産婆たるものは斯の如き症あるもの、分娩時に當て非常の困難を來すが故に妊娠中に於て嘗て

陰部を檢し置くべし若し上記の如き障害あらば直ちに醫治を乞はしめ分娩時障害を免むべく様殊更に注意すべし

分娩前後出血論

分娩前後に於て種々の原因より出血を來す事あり而して産前の出血は多くて努力に由り産後の出血を必らず生殖器の分娩期に損傷を受け三部より起すものなり

(甲)分娩前の出血を來す左乃如し

第一鼻、口、胃、肺及直腸より出血を起す事あり之を多くは努力に由り努張静脈の破裂に由り者なり

第二胎盤の過早剝離に由り出血す其他臍帯脈管子宮口に近接する卵膜の一部に分歧する時を胞の破裂と共に其脈管も亦破裂し出血を來す者なり

第三子宮破裂して出血を來すことありと雖も甚だ稀なり而して妊婦若し子宮内に或る腫物等ありて絶へざ出血し又妊娠中稀れに月經の來ることあり之れ其量多からざる時は敢て害なきものなり

第四腔の出血は破裂に由り來り或は手術の爲に誘起せらるゝとあり

(乙)分娩後の出血は左の如し

第一子宮の損傷

第二腔破裂 これ兒頭過大等に由り

第三會陰部の破裂 これ此部は甚だ薄くして抵抗力少なき故に強力の壓迫を受くるに由り

第四子宮収縮力の弛緩 これ恐るべき出血を來すものなり或は子宮収縮症を來す時又は胎盤の人工剝離術に由りて出血を來す者なり

第五後産の閉止 これ産出後半時乃至二時間を経過するを尙ほ後産の排泄せざる時は時として大出血を來すことあり其他胎盤の一片子宮内に遺殘する時も甚しき出血を來す事あり此

の如き場合に於ては直ちに醫を招くべし

第六前部胎盤に於ては常に多量の出血を來すが故に注意すべし

出血の論

總て出血は其量少なき時は身体に著しき發現を呈せざと雖も若し其多量なる時は必らず顔面蒼白身体に疲勞を覺へ尙ほ甚だしき症よ於ては精神衰弱事物に恐怖し次で眩暈し居室の回轉する如き感覺を生じ時としては頭痛嘔吐脈細小沈微となりて遂に死するものなり

出血は暫時に經過するが故に速なる時は克く死を來す若し出血の量少きも持續する時は假令速に危険症に陥らざるも漸々貧血の爲に昏睡に陥り死する者なり而して出血を内外の二部に區別す即ち出血の休外に起る者と外部出血と名け出血の腔内に在りて外部より見るを克わざるものと内部出血と云ふ

産婆陰部より出血ある婦人に招かざる時は陰部を検査し若し子宮より出血すると認定する時
を最初に綿花を腔内に栓塞し身体を安静になし腰部に枕を置き高くなし速かに醫を招かしむ
べし

羊膜液變常論

羊膜液は胎兒と羊膜との間に蓄積して其内に胎兒を浮泳せしめ通常ハ一貫六百目より三貫三百
目迄乃多量と存するものなる此液は或る病氣の爲に多量に蓄積するとあり之を羊膜水腫と名く
是れ多くは頻産婦孺胎妊娠或る胎盤の脈管異常等に因する者なり

(第一) 羊膜液の變色及腐敗 此液は無色透明粘滑なり若し之れに色を帯ぶる時變色と名く此
變色を時として卵胞破裂後直ちに來る事あり是れ胎兒の糞便の混合に因るものなり

羊膜液は些小の不潔物を混するも速に腐敗分解し爲めに胎兒及母体の大害を來し危險に陥る
者なり

(第二) 羊膜液の過少 此變常に於ては子宮口開大期に至るも第一羊水の流泄を起さば故に胎兒
は不具を來し易く又分娩を遲慢ならしむる等の害あり

(第三) 羊膜液の過多 此變常は胎兒自由の位置を取り分娩期に至り位置變常の爲に困難を來す
ものなり

此症に於ては子宮は過度に擴張し爲に母体の運動障害を起し歩行困難呼吸促進下肢の浮腫等

を來し三四ヶ月に至れば屢々腹痛し而して臨月に至るも胎兒の位置明了ならざ從て子宮の形
状も圓形となり孖胎と誤診し易し宜しく注意すべし

卵膜異常論

卵膜の變常は薄弱、強厚及癒着等なり即ち左の如し

(第一) 卵膜の薄弱 此變常は些少の原因より速かに破裂し易き者にして假令ば妊娠中下
腹部の震動或は分娩初期の輕易なる陣痛等なり

此卵膜薄弱症に於ては常に注意して可及的身体を安静に保ち努力或は外力の暴力を避くべし
又此症は陣痛の初期未だ其感覺なきが如き微弱の子宮収縮にても爲に胞膜の早裂症を來す通
常を破裂後廿四時間内に分娩する者なきとも此胞膜早裂症に在りては非常に分娩を遲慢なら
しむる者なり

(第二) 卵膜の強厚 卵胞の肥厚せる者にして子宮口十分開大せる后甚だしき陣痛が來すも依然
として破裂せざ爲に分娩を遲慢ならしむる者なり如此娩出期に至るも猶破裂せざる時を卵胞
の儘塊出(俗にいふ袋子)すること間々こきあり卵胞の強厚は危險症を起さるものと云ふも
可なりこれ即ち人工破水術の容易に行ふものなればなり此術を行ふには子宮口開大期に際し
て陣痛時に卵胞緊張するが故に示指或は示指の爪を以て卵胞を破るべし

(第三) 卵胞と子宮裏面の堅固なる癒着 この卵胞の癒着する時は娩隨排出期の遲慢卵膜の一部

子宮内に遺残しこれが爲めに強劇の後陣痛を起す等なり
娠隨既ニ排出せば之れを精細に檢索し胎兒の脱出せし裂口の外卵膜の欠損部なき時は全く脱
出せしものと知るべし

若し卵膜の一部子宮内に密着して胎留する時は子宮内に手を入れ之れを除去し得べし然れど
も時として危険なる出血を來すが故に細心注意すべし

臍帶異常論

臍帶ニ通常其長さ三尺三寸を有する者なれども各人ニ於て長短の差異あり其甚だ長き者は於て
は胎兒の血行障害を來し或は臍帶の纏絡(頭及四肢等に)するとあり又臍帶の捻振を來すとあり
(第一)臍帶脱出 こと胎兒脱出に先だつて臍帶の露出するを云ふ而して卵胞破裂前ニ脱出す
るを臍帶先進といひ破裂後の脱出を臍帶脱出といふなり
臍帶先進ニ於ては外面より臍帶の脈搏を觸知し脱出に於ては子宮口或は腔内に於て手に觸る
ゝものなり

此症を來すの原因は胞膜早裂又羊水の速に流出する等なり
(第二)臍帶の纏絡 此症は單一なるあり重複なるありて多くは頭部を纏絡するを常とす時
ては胞廓或は下肢等を纏絡するとあり然れども此症は産出后初めに知るを常とす
單一纏絡は無害なりと雖ども重複症に於ては時として胎兒の死致すとあり

(第三)臍帶の短縮 此症は分娩作用の進行するに従ひ臍帶愈々緊張し故に分娩を遲慢ならしめ
多くは血行障害を來して胎兒の死する事あり又緊張の爲め臍帶の斷裂するも或は胎盤に連
繋する所の一部或は全部の剝離に因り劇しき出血を發するとあり
若し他乃原因なくして分娩作用遲慢となり各陣痛後に少量乃出血を起し子宮底部に緊痛を覺
ゆるは臍帶短縮と考ふべし然る時を速に産科醫を招くべし又臍帶斷裂する時は出血部を拇
指或は綿にて壓迫し醫の來るを待つべし

胎兒の眞死及假死の判別論

胎兒の生死を鑑別するは甚だ緊要にして即ち生活せる胎兒にありては心音と胎兒運動と脱出せ
る臍帶の脈搏とは常に胎兒の生活する確徴たり

胎兒の死亡せる者にありては以上の諸徴候全く欠くるものなり而して仮死もありて生理的の
呼吸閉止より呼吸運動を營むと克わざして直ちに假死に移するに至る然れども之れ多くは
難産等の爲めに永く胸部の壓迫を受け此假死に陥るものなり因り人工呼吸法を怠るべからざ

附説

假死は母子共に鑑別の必要なるを論を俟たざ殊に妊婦の死亡に逢ふ時は直ちに人工回
生術を以て胎兒を救ふべきを以て其鑑別法の要点を爰に附説せんとす先づ其眞死假死の疑
わしき者には羽毛を鼻孔に近く持ち其呼吸氣の爲め動揺するや否やを試み又患者を仰臥
せしめて水を盛りたる盃を心臓部に置き呼吸運動及心臓搏動を試檢すべし其他の鑑識法即

ち脈搏心音等と驗する等種々ありと雖も醫師にあらざれば産婆の克する所にあらざり又假死と救ふの術は后章に詳論すべし

初生兒假死の救急法

胎兒分産して直ち其呼吸運動を起さざるときは先づ口内に指を入れて其粘液を除去し以て胸部及面部に冷水を灌ぎ然る后胸廓より人工呼吸を行ふべし

人工呼吸法 これ即ち一回胸廓を廣大となし一回は狭小となす方法にして其兩手を舉上して胸廓を開き其兩手を再び心下に降壓して之れを狭小となすなり

又單に術者の手掌を患者の胸廓に置き自分の呼吸に合せ一回を壓し一回は開放すると二法共模造人休を用て教授せし時の如し

若し以上の療法皆効を奏せざる時臍帯を切るべし但し此法は假死生兒の模様によりて施行を異にすべし即ち生兒多血なれば臍帯を結紮せざして切離し大約二三食匙(二三勺)の血液を泄すべし然る時は自ら蘇生す而して其血液を泄らして顔面暗赤色を失ふ時は速ら結紮を要す然れども臍帯切離の前已に其脈搏を失ふ時は出血を起す者にあらざれば此時には其假死兒を温湯中に入

るべし乃ち適當の出血を起して蘇生するなり

假死生兒貧血なれば臍帯を切離する前に於て結紮し少量の血液も失わしむべからざり

其他胸背部を柔軟の布片にて摩擦する可とす或は産婆一手をもつて兒足を握り他手もて項部

若くは肩を支へて其口中に空氣を吹入るべし

然る時は其空氣は鼻より流出する者にして(此際鼻中よ蓄積せる粘液を排泄せらるべし)甚だ僅に肺中に流入し蘇生する

とあり然れども鼻を塞ぎ吹入るは甚だ危険なり必らぞ行ふべからざり

婉隨排出障害論

婉隨排出は通常分娩后稍や暫く經過して二三陣痛に由り起る者にして此婉隨排出は當りては種々障害且危険を來す者なり

(第一) 婉隨排出期の出血 こと屢々來るものにして時としては偶然に劇發し産母死に至るとあり是れ多くは陣痛微弱にして胎盤剝離の不充分なるときに此症を來す者なり

(第二) 子宮の損害に由りて發する出血 これ通常稀なる者にして胎盤の人工剝離術を施すに當り術者の拙劣なるより子宮口より烈しき損害を受け爲に大出血を來すものなり

(第三) 子宮翻轉に由りて起る出血 此翻轉症に於ては常に子宮の一部若くは全部の麻痺に由る者にして臍帯短縮の際胎兒分娩の爲に引出され或は粗暴に臍帯を引出すより起る事最も屢々なり此翻轉症を時として劇甚なる出血を來し生命危険に陥る事あり

(第四) 胎盤及子宮の附着堅固症 婉隨排出期に於て胎盤の一部のみ剝離し全く剝離せざるときは甚だしき出血を來す此症に於て若し出血甚だしからざりて臍帯を少しく牽引するも抵抗力強く且つ子宮収縮力強きときは排出を自然に委し置くべし然れども分産后一時間餘を經過し

尙て排出せざる時も直ちに醫を招くべし

以上の症は於ては大抵は醫を招くべし若し醫師の來るまで出血甚だしき時は冷水或は氷水を腔内に注ぎ止血せしむべし又子宮翻轉症に於ては成べく速かに復故せしむべし仮令翻轉せる子宮底に胎盤の附着するも其儘復故して后より人工剝離術を施さざるべからざれば必らば翻轉を復故せざる前に於て胎盤を剝離せむべからざれば大出血を起して危険に陷るの恐あり戒しむべし謹むべし

第六章

産婆職務論

妊婦産婦及嬰兒を假令健康にして順良の経過を取る者と雖ども亦學識ある者ありて之れを教戒保護せざるべからざれば此事務を擔任するものは即ち産婆なり而して産婆たるものは常に篤實の善性と始終失ふべからざれば且つ渾て衆人の稱譽と信仰とを保持し師に就て學び得たる學業を常に熟知し猶實地に就て漸々之を上進するとを務むべし又産婆の矜箴は主として招主の貧富を擇ばざる皆平等に懇切を盡し謝義の厚薄より由て施業の精粗を別たざれば其他何時にても速に招きに應じ習ひ得たる職務を盡して病者を救ふにあり加之苟も酔酩する等の所業あるべからざれば元來産婆は看護人なれば不良の分娩等に臨み産科醫を招く時は始終其産科醫の命令に従ひ且つ助手たるべきもにして聊も醫師の命令に背く事あるべからざれば

(第一)産婆職務上は於て患者の秘密事件を知るとあり之を他人に猥りに話す時は其人乃名譽を損害し爲めに罪科に處せらるゝものなり而して産婆職務を怠り或は患者に向て己れの權限

を超へたる處置をなす時は健康又は生命を害するの恐れある故に被告人となりて法庭に招喚せらるゝ事あり此等の事件は常に心肝に銘して必だ忘却するとなかれ

(第二)産婆は妊婦の依頼に應じる時は其最初に於て身体を精密に検査し畢常の有無を知り毎月二三回つゝ尙ほ身体の景況を檢すべし而して産婆は分娩を遂げ産褥を終る迄看護するは論を俟たざ若し自ら疾病に罹るゝ或は一産婦に手を放つ事克らざるかの時に於ては假令嘗て依頼を受けし妊婦の臨産たりとも往く事克らざるが故に此時に於て他の産婆に依頼すべき様平素同業者相互ひに申合せ置決して招者の差支を生ぜざる様取計ふべし

(第三)妊婦或は産婦を一診し若し疑はしき事件ある時は直ちに産科醫を招くべきを親族に説諭すべし然らざれば不良の障害を來すの恐あり

(第四)妊婦陣痛乃模様ある時は先づ蓐を設け適當の位置を示し傍人に命じて湯を沸かさしむ等夫々手配を要す而して分娩をば先づ臍帯を結紮し温浴せしめ然る后臍縮帯を施し温衣を着せし免静閑の室に居らしむべし

(第五)娩隨の排泄終る時は腔内を洗滌し綿花を栓塞して出血の虞に備ふ若し陰部等に損傷ある時を清潔になして防腐油を塗るべし而して日二三回つゝ微温湯(石炭酸水、硼酸水ならば殊に最良なり)にて洗滌すべし

(第六)産婆は醫師の命令に従ひ洗滌、灌腸、排尿等の術を行ふべきものとす其他醫師より命ぜら

れたる薬品は固く命令を遵守し遺漏なく用ゆべし

(第七) 不順産に於て醫を招くには患婦に醫師の必要を懇諭し苟くも産婦の驚怖せざるよう懇々精神を慰むるとを務必し

(第八) 妊婦及産婦を所置するに實地に於て自ら學びし規則の不當を感じると屢々あるべしと雖ども決して己れの権限を過ぐべからざ其之を遵守せざるの障害は次回の妊娠或は分娩時等に當りて發起するの恐れあり必ら謹み戒しむべし

(第九) 産婆の分娩時よ招かるゝ時は其際自ら需用すべき器械及物品を豫め備へ置き必ら携帶せるとを忘るべからざ其器械は左の如し

一 臍帶剪刀

二 灌腸器

三 導尿管

四 洗腔器

五 綿花栓

六 結紮糸

七 防腐油

八 帟

(灌腸器、導尿管、洗腔器の三具は當分之を欠く)

以上の外筒袖の如き衣類を兼て用意し置くべしこれ分娩時に上着を用ひ衣服の汚穢を防ぎ兼て動作に便宜の爲にす

以上説く所の他産婆は妊婦を診断し正規なるか正規外の産なるかを精密に檢し克わざる時を醫の診断を乞ふべし然らざれば仮令最初輕易の障害も后に至りて意外の困難を來し時としては生命危険なるとありて産婆の大に迷惑するとあり故に必ら粗忽に取扱ふべからざ

不幸の症候發し醫士の來らざる前に産婆の所置すべき論

總て卒然發する處の不幸症は産婆の職務外なりと雖ども急危存亡の場合に於て力を盡して其苦難を救ふべきべし然らざりて頭發不幸症中最も注意すべき要件を其原因を除くにある者よして千万の處置を施すと雖ども其原因を永く避くると克わざる時は尙ほ助け得べき生命をも失ふ事あり故に産婆能く活眼を開きて此件に注意すべし

(第一) 産婆種々の處置を施せし後尙ほ生活の徵候判然せざる時は近隣の醫師を招くべしと雖も其休己に腐敗せざるをのゝ如きを敢て醫を招くに及ばざりて眞死假死の鑑別は熟練の者にあつても誤る事あり故に最も注意をべし

(第二) 産出したる小兒に最も注意すべき事件を假死なり初産婦等に於て娩出困難なる時は一時假死して一聲をも發せざるとあり然る時を小兒の鼻及口内に汚穢物の填塞せし者なきや否やを檢し若し存在する時は綿或は布片を以て拭ひ去り次て人工呼吸或は冷水拭淨又微温湯に浴せしむる等の法を行ふべし

(第三) 産婦に貧血なるか或は分娩后脱出の爲めに沈衰するの景況を察せば直ち醫を招き且つ醫の來るまでは枕を低くし微温の卵酒を適宜に與へ精神を興奮せしめ身体は固より安靜にし尙や出血あらば綿花栓塞を腔内に施し腰部を高くし下腹部に寒罌法を施すべし

産婆法庭等の論

凡う産婆たるものは法廷上に於て鑑定人或は証憑人となりて出る關係ある者にして既に依頼を受けし婦人或は未だ依頼を受けざる婦人に就ても鑑定を要するを以て其婦人の言論のみを信用すべからざ故に自ら終得する處の學術を以て精密に診断し唯だ診断上の確實なる成績のみを陳述し決して疑念の事件を述べべからざ若し其疑念ありて判明ならざる時は再診を約する或は其事件を醫師に譲るべし而して法廷上多く尋問さるゝ事件を即ち妊娠有無の鑑定或は何日より妊娠せしものなるや否や或は分産の有無且つ分娩後幾日を経過せしものなるや否や或は産兒成熟の有無且つ其産兒は生後幾日を経過せしや否や等に於て此等の鑑定法又答辨の規則等は之れを細論せんとするも時日に限りあり止むを得ざるを以て爰に省畧す

○附録

止むを得ざる時産婆の行ふべき手術論

凡そ産科手術は頗る困難にして熟練したる手術家に於ても毎回十全の成績を得る事難し況や未だ熟練せざる者の此手術を容易に行ふべからざるを素より論を俟たざ故に産科醫を招き得るの際に産婆自ら此術を行ひて母子の生命及健康を傷ふは尤も罪すべき事なり然れども山間僻地等に於て産科醫を招くこと克わざる時止むを得ざるに於て産婆其術を行わざるを得ざるに於て産科醫は器械を以て手術を行ふと雖も産婆は決して器械を用ふるを嚴禁す故に左に産婆の行ふべき手術の大畧を論説す

附説 總て手術は産科演習器を用ひて教授せざるを以て以下の條は其大畧を擧ぐるのみ依て茲には圖をも示さざ

茲には圖をも示さざ

(第一) 臍帶復原術 此術は臍帶の兒頭に沿ふて脱出せる時にのみ行ふ者にして其係蹄の短き者え子宮口内に於て二指を自由に容るべき時又長き係蹄に於ては子宮口全く開大弛緩せる時或は兒頭骨盤内に在りて運動し得べき者ならざれば施さべからざ

此手術を行ふには産婦を背靠位置を取らしめ薦骨部に枕を入れ稍高くし兩脚を開き且つ膀胱を空虚ならしめ而して后ち五指に温めたる油を塗り腔内に送入す尤も之を行ふ所の手の撰用は即ち産婦乃左側を脱したる時は左手右側を脱したる時は右手を用ふべし然して此術を行ふには二期を區別す

(第一期) これ陣痛の休憩時及發作時共に行ふものにして前陳の如く油を塗りたる五指を圓錐形に集合し徐々に産道に送入すべし

(第二期) され陣痛休憩時にのみ行ふものなり故に手を腔内に送入して后ち陣痛發起せば其儘静息し陣痛全く休むに至りて二指或は四指にて臍帶係蹄を支へ兒頭の最大圍徑の上まで押擧すべし(頸部まで達すれば更に良なり)此時遊手は腹壁より子宮底部を支へて之れを骨盤上口に壓下す然して復原術終らば暫く其手を腔内に止免産婦として臍帶の脱せし反對側に臥せしめ而して后ち徐々に手を抜き去るべし

(第二)四肢復飯術 此手術は唯頭蓋位置の分娩に於て行ふべきのみ而して産婦の位置を背靠位置手の撰定法及遊手の作用共に前條臍帶復飯術に同じ

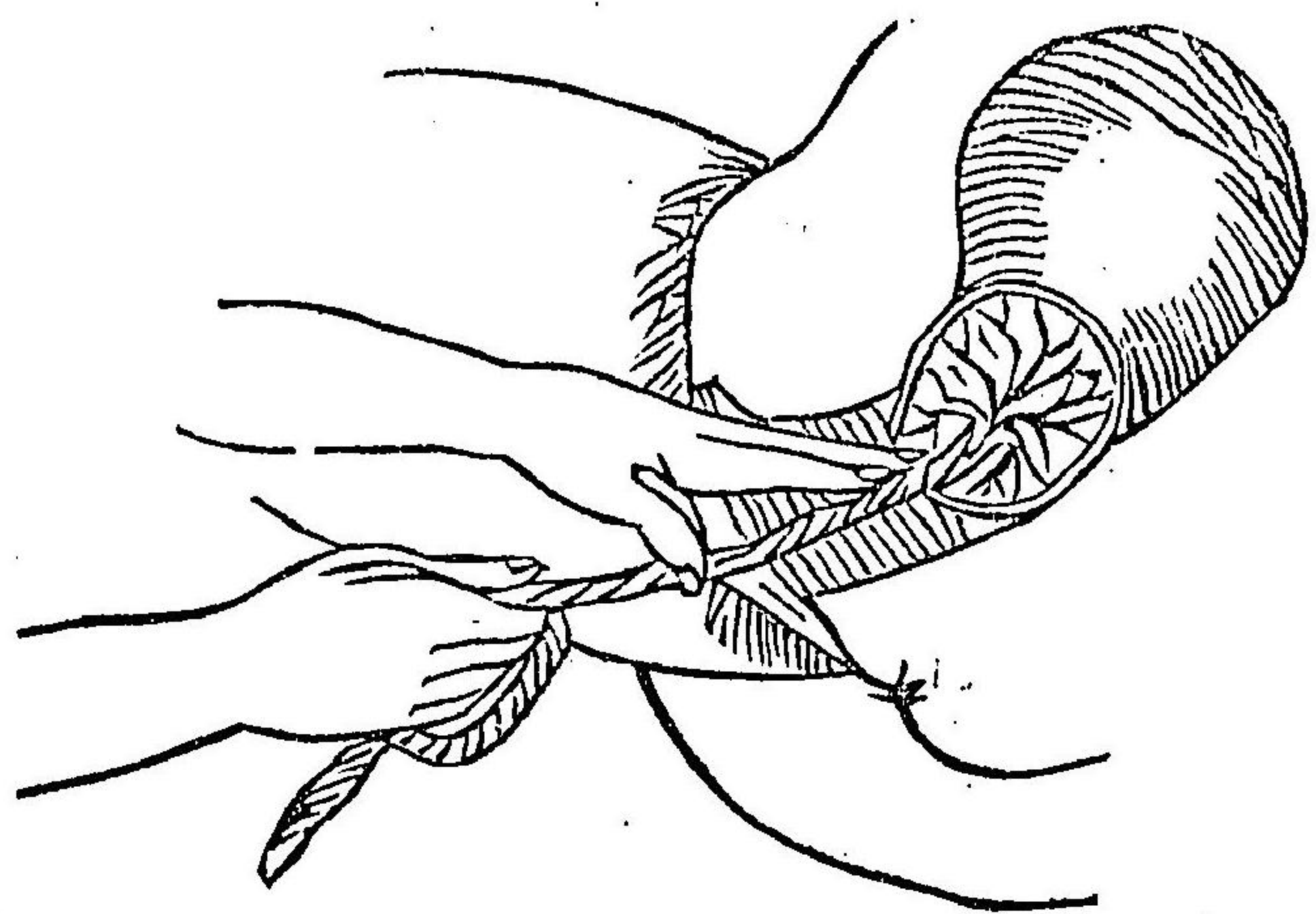
此術も亦子宮口を少なくも二指を入るべき開大をなし兒頭未だ骨盤内に下行せざる前より行ふべき者なり其他脱したる四肢は常に胎兒の顔面の方に復飯し決して后頭の方に送るべからざれば、但し左右上肢の肘關節まで脱せし時或は下肢の兒頭より低く脱せし時は此手術通常効を奏せざるものなり

(第三)回轉術 此術は横位或は斜位を縦位に變ぜしむるか或は正規外の縦位を正規の縦位に變ぜしむるときは施す者なり而して此回轉術は時として母子共に危険症を頓發する事多きが故に細心注意して施すべし

此術を腹壁より行ふて回轉を遂る事あり之れを外回轉術と云ひ或は子宮内に手を送入して内外より共々回轉術を行わざるべからざる事ありこれの内回轉術と云ふ以上内外回轉術は詳細記載せんとすれば其文長く頗る煩冗なり殊に此術の如き産科演習器常用て丁寧教授せしを以て茲に省畧す

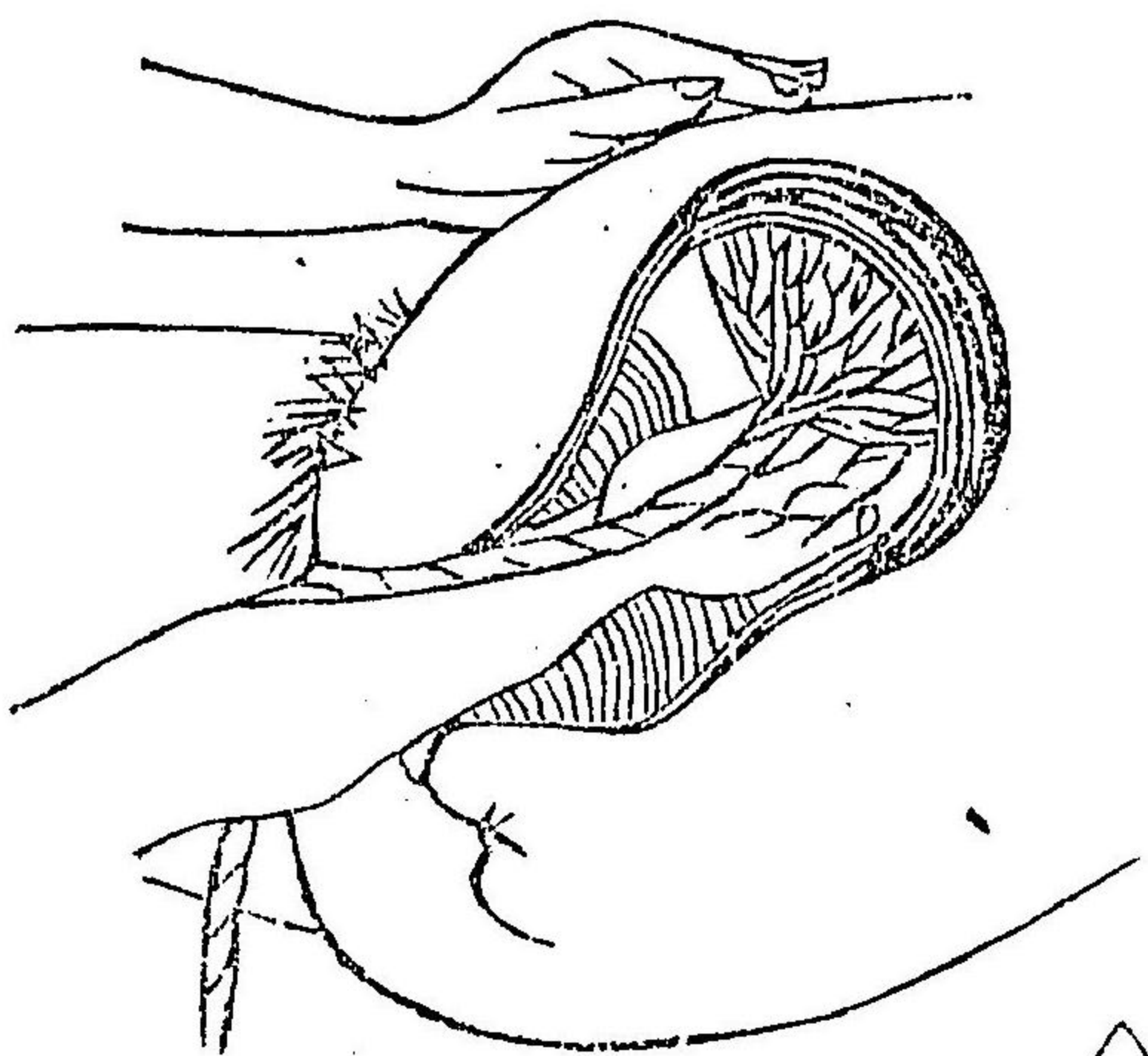
(第四)娩隨と人工に排出せしむる法 此法は行わんと欲せば先づ胎盤未だ子宮壁より剝離せざるや否やを鑒定し産婆は臥床の右側に立ち左手は示指及中指等より臍帶を纏絡し且つ拇指より壓次で少しく臍帶を引き緊張せしむ然る后ち右手の示、中、二指に油を塗り臍帶に沿ふて

隨胎と牽出す法を示す



せる端より恰も鋸引する如く手指を運動せしめ且つ指端を胎盤に強壓しつゝ剝離すべし而して全く分離する時え右手よて之を

人工に胎盤を剝す法を示す

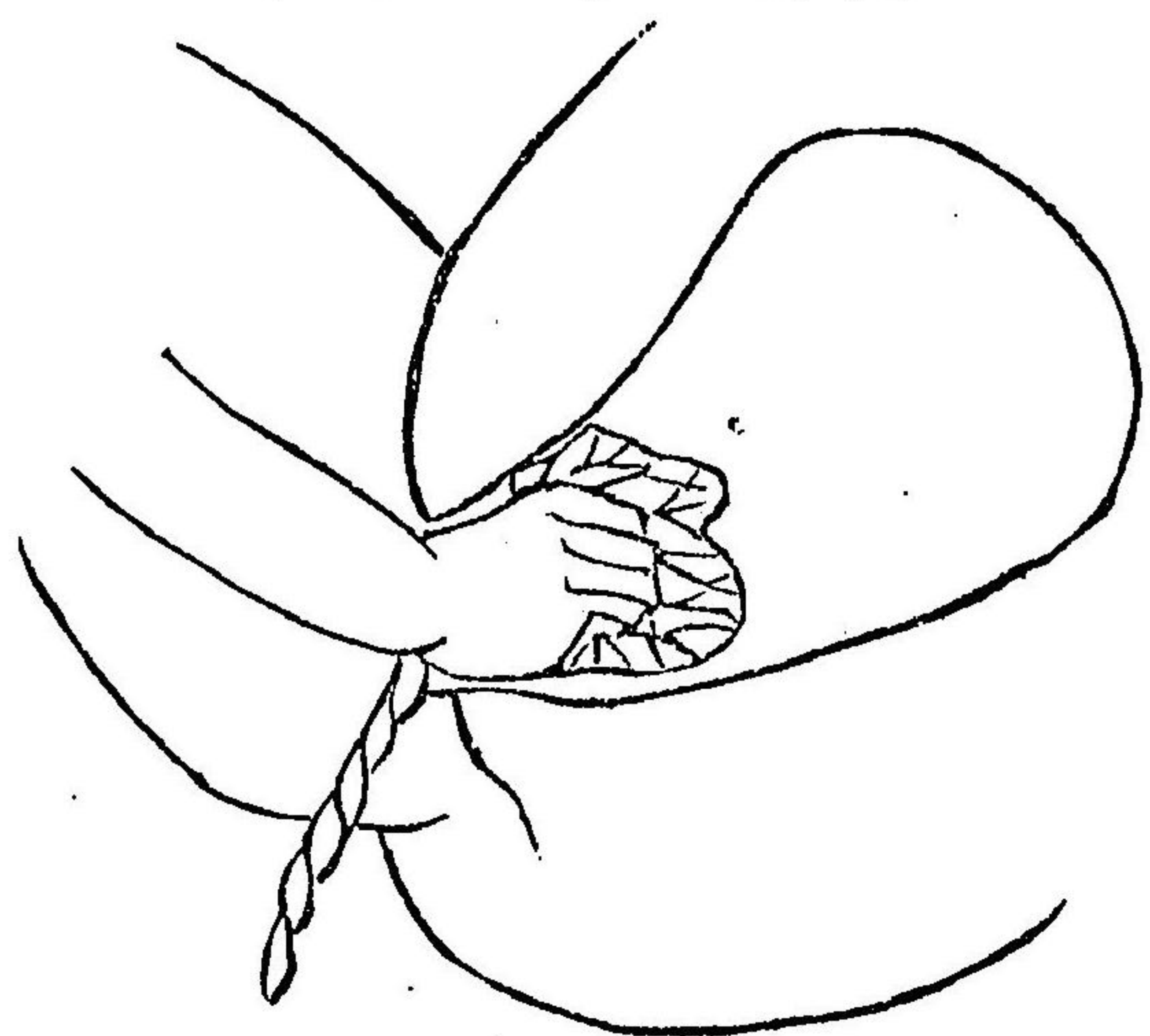


進免胎盤に連る點に達する時産婦は之れを抗拒し、變痛を發せざる時は容易く排出すべし但し反對に立つ時え左手を挿入すると圖の如し

(第五)人工に胎盤を剝する法 此法は上の法を施すも産婦の子宮内に疼痛を覺へて未だ胎盤の子宮壁より分離せざる徴ある時に施す者なり

先づ左手に臍帶を強く保ち右手の指を十分に伸ばし

手へ於にり終の圖の前
す示をしせ轉回



支へ左手にて徐々に臍帯を引き出し已に右手腔内に
來らば其手を回轉し背面は陰阜に向ふ如くすべし
(第六)足位置尾狀位置等に於ける挽出法等種々教授せ
りと雖ども煩冗を省き記載せざ

産婆學講義錄終

明治廿二年七月卅日印 刷
同 廿二年八月一日出版御届

島根縣石見國那賀郡濱田町大字蛭子十七番地寄留
愛知縣士族
筆記者兼發行人 永 田 濱 太 郎

島根縣石見國那賀郡濱田町大字門ヶ辻六十一番地同居
嶋根縣平民
印刷人 宇 山 磯 助

島根縣石見國那賀郡濱田町大字新町壹番地
印行所 濱 田 活 版 所

